2021 年度

自己点検・評価報告書

東京都市大学
TOKYO CITY UNIVERSITY

目　　次

序　章　　２０２１年度自己点検・評価について・・・・・・・・・・・・　1

第１章　　内部質保証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

第２章　　教育研究組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

第３章　　学生支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14

第４章　　教育研究等環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　28

第５章　　社会連携・社会貢献・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　40

第６章　大学運営・財務
　第１節　　大学運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　49
　第２節　　財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　58

2021年度自己点検・評価について

大学評価室長
桐生　省吾

1.実施概要

2021年度の自己点検・評価（以下、点検・評価）は、全学内部質保証推進組織である大学評価室において、内部質保証方針および自己点検・評価に関する規程に基づいて行った。

昨年度の点検・評価では、教育に重点を置き、基準4と基準5の一部の内容を行ったため、今年度については昨年度に実施しなかった内容を中心に点検・評価を行うこととした。

実施方法については、各所管組織の負担を考慮し、報告書の提出を求める基準とインタビューを行う基準に分けて行った。点検・評価にあたっては、内部質保証システムの構築とそれらが実効性をもって機能しているかについて重点的に点検・評価を行った。

2.評価結果

大学評価室で各所管組織が行った自己点検・評価に対する検証を行った結果、大学全体で内部質保証サイクルが回りつつある状況を確認した一方で、取り組みが不十分である点を確認した。具体的には、内部質保証体制における上位組織の整合性が不十分である点や、大学院の定員超過に関する問題等である。これらの課題については、学長を議長とする学長会議に報告を行い、改善に向けた取り組みを行っていくこととしている。引き続き、内部質保証の強化に向けた取り組みを進め、大学の理念・目的の実現に向けた取り組みを加速させていきたい。

以上

第１章　内部質保証

(1)現状説明

- 点検・評価項目①　：　内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。
- 責任主体(所管組織)：　学長会議、大学評価室

評価の視点	
1	○下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示
1-1	・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
1-2	・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織(全学内部質保証推進組織)の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
1-3	・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針(PDCAサイクルの運用プロセスなど)

本学では、内部質保証の取り組みの前提となる基本的な考え方を、「東京都市大学内部質保証方針」として明文化している。また、内部質保証の手続きは、同方針に基づいて「東京都市大学自己点検・評価に関する規程」(資料　1-1)、「東京都市大学大学評価室規程」(資料　1-2)及び関連細則(資料　1-3)によって定め、明示している。内部質保証に関する方針と規則等の体系は、右図のとおりである。

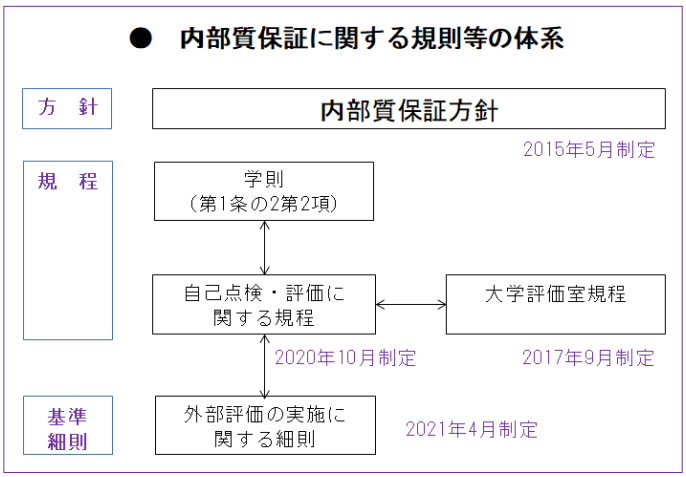

内部質保証方針では、学則の定めに基づいて、教育研究活動全般を対象とし、主体的に、定期的に自己点検・評価を実施すること、その客観性の担保に努めながら確実に改善・向上につなげていく姿勢、全学での内部質保証に対して大学評価室が責任を担って推進することを明らかにしている。

東京都市大学内部質保証方針

東京都市大学(以下「本学」という。)は、本学の理念・目的に基づき、教育・研究目標及び各種方針を実現するため、以下の方針を定め、内部質保証を推進する。

1. 本学は、学則第 1 条の 2(本大学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い，その結果を公表するものとする。)の定めに基づき、全学的な取り組みとして、主体的に自己点検・評価を行うものとする。

2. 自己点検・評価は、公益財団法人大学基準協会が定める大学基準及び点検・評価項目等に準拠して、年度ごとに実施し、現状を把握、検証及び分析することによって、本学の特性、長所、課題及び問題点等を明らかにする。

3. 自己点検・評価は、外部有識者、高等学校、地方公共団体、民間企業等の関係者から客観的な意見を聴くとともに、本学学生の代表者等から直接意見を聴取し、幅広い視点に立って実施するものとする。

4. 自己点検・評価の結果、教育・研究を中心とした諸活動について改善が必要と認められた場合は、真摯な姿勢で自律的に改善に取り組まなければならない。また、全学的な課題等が明らかになった場合は、東京都市大学中長期計画(アクションプラン 2030)や各種の取り組みに適切に反映させることによって本学の改善・改革を着実に推進するものとする。

5. 大学評価室は、本学における自己点検・評価のあり方に関する検討を行うとともに、この方針の達成状況について定期的に検証を行うことにより、内部質保証システムの維持・向上を図るものとする。また、自己点検・評価活動について、全ての教職員が理解・共有するための浸透を図る。

この方針に基づく具体的な手続きは、「東京都市大学自己点検・評価に関する規程」の中で明らかにしている。この規程では、内部質保証の源となる自己点検・評価活動に関して、大学評価室と各学部・所管組織との関係、自己点検・評価の実施要領の策定から実施、評価、評価結果を改善・向上につなげていくための手続きやそれらの適切性、客観性及び妥当性を確保するための手段を示している(右図参照)。なお、同規程第7条では、大学評価室が自己点検・評価に基づく検討結果等を所管組織及び学部等に通知し、明確な行動計画を伴った具体的な改善・向上の取組を要請すること、そのために必要な指導及び支援等を行うこと、所管組織及び学部等は通知された結果及び要請に基づき、組織的に改善・向上に取り組まなければならないことを定めている。このことによって、教育を包含する内容として、企画・設計、運用、検証及び改善・向上のための指針に関する一連のPDCAサイクルの運用プロセスを明確にしており、その内容を明示している。

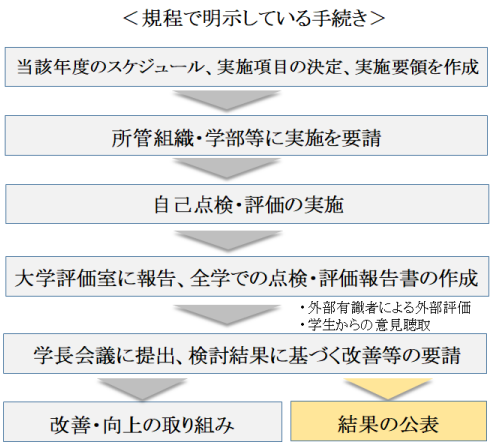

次に、「大学評価室規程」では、大学評価室の権限、役割や業務を明らかにしている。これらの方針と規程等によって、大学全体で内部質保証のためのPDCAサイクルを円滑に機能させる基盤を整備している。

方針や規程等は、Web規程集で学内教職員が随時確認できるようにしている。また、学外に対してはホームページでも公開している(資料 1-4)。

以上の通り、内部質保証方針は大学の考え方を明確に示したものであり、取り組みの円滑化につながっていると考えている。また、本方針の適切性については、適宜点検しており(資料 1-5)(資料 1-6)、大学の考え方の明示とそれに伴う取り組みの円滑化につながっていると評価している。

- 点検・評価項目② ： 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。
- 責任主体(所管組織)： 学長会議、大学評価室

評価の視点	
1	○全学内部質保証推進組織・学内体制の整備
2	○全学内部質保証推進組織のメンバー構成

上記①で述べたように、本学では内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として大学評価室を設置している。本学の内部質保証体制は、2016年度の大学評価結果を受けて段階的に再構築を進めてきた。2017年度における大学評価室の設置を皮切りに、学内諸活動に対する所管組織の明確化、内部質保証の手続きの規程化、それに基づく自己点検・評価の実施というプロセスを経て、再構築した内部質保証体制についてその概要を示す図表を明示できるよう準備を進めている(資料 1-7)。

本学の内部質保証体制では、学長の円滑な意思決定のために設置する「学長会議」が内部質保証の取組全体を統括している。学長会議は、学長が議長となり、副学長、事務局長、学長が指名する者(若干名)で構成されており、学長のリーダーシップによる内部質保証の推進を可能としている。大学評価室は学長会議のもとに置かれ、その役割と権限は大学評価室規程において、学部・研究科やその他の学内組織が責任主体となり担う諸活動に対して全学的観点から検証を行うこと、各学部等が行う自己点検・評価について必要な調整、指導及び支援を行うことなどと定めている。

また、大学評価室規程では、室長、室員及び事務幹事を置くこととしたうえで、全学的観点から内部質保証に取り組んでいくことの重要性を鑑みて、構成員全員を学長が任命する旨を規定している。現在、室員については、再構築した内部質保証体制に関して機関(大学)レベル・学部等レベルをつないで安定運用できるよう、各学部等から1名が任命されている。これにより、各学部等において共通理解のもとで自己点検・評価を実施するとともに、大学全体と各学部等における内部質保証の取り組みの整合性を担保できる編制としている。

なお、内部質保証の主たる対象となる教育活動に関しては、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針(以下三つの方針)に紐づく各所管組織(資料 1-7)がマネジメントしており、それに対して大学評価室が大学全体の内部質保証を推進する立場から、自己点検・評価等を通して改善向上・支援等のマネジメントを行う体制としている。

- 点検・評価項目③ ： 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。
- 責任主体(所管組織)： 学長会議、大学評価室

評価の視点	
1	○学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
2	○方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
3	○全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み

4	○学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
5	○学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
6	○行政機関、認証評価機関等からの指摘事項(設置計画履行状況等調査等)に対する適切な対応
7	○点検・評価における客観性、妥当性の確保

三つの方針の策定のための全学としての基本的な考え方については、全学内部質保証推進組織である大学評価室からの指摘を受けて、三つの方針を所管する各組織(全学教務委員会、教育開発機構、入学センター運営会議)において検討・審議の上、2021 年 12 月の大学協議会にて「三つの方針の策定に関する基本方針(以下、基本方針)」として定め、基本方針に基づいた策定・見直し等行う考え方を明示した(資料 1-8)。従前より、三つの方針については、全学・各学部・研究科において定めており、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針については各学科・専攻においても定めていたが、基本方針の策定により、基本方針に基づく三つの方針の統一した考え方や見直しの手順等が整備・明示され、運用を進める予定である。一方で、大学院課程に関する共通の三つの方針の策定が未だされておらず、策定を進めているところである。

大学評価室では、学部・研究科その他の組織における大学全体の PDCA を機能させるため、内部質保証方針及び自己点検・評価に関する規程の定めに基づいて定期的に自己点検・評価を要請し(資料 1-9)、各組織では所掌する各種の方針に照らして自ら点検・評価を行い、その結果を大学評価室に報告することを基本的な枠組みとしている(資料 1-10)(資料 1-11)。この結果に対して、大学評価室が包括的な点検・評価を行い、提言を付して学長に報告し、学長会議での検討を経て、課題や改善のポイントを具体的に示し各所管組織にフィードバックすることで、教育の PDCA サイクルに対してもそれらの内容が波及し、改善向上・支援につながるプロセスを構築している(資料 1-12)(資料 1-13)。なお、2020 年度には、CIVID19 への対応の観点から、教育に特化した自己点検・評価を行い、教育の質の維持・向上に努めている。

行政機関、認証評価機関等からの指摘事項があった場合には、大学評価室が責任主体となり、内部質保証システムの中で、該当する学部・研究科や所管組織と PDCA サイクルによる改善取り組みを進めている。第 2 期大学評価における指摘事項に対しては、その改善に特化した PDCA サイクルを運用して、集中的に改善活動を進めている。このサイクルの中では、大学評価室が各所管組織に対して改善計画・改善報告の提出を求め、個々の改善状況に対して評価やフォローアップを行っている。そして、評定や改善・向上のために必要な所見を付して学長会議に提出し、決定された内容を所管組織に通知し、改善・向上を図るという仕組みを運用している。

自己点検・評価における客観性、妥当性の確保するための工夫としては、学外のステークホルダーで構成する外部評価委員会による意見・助言の聴取がある。2021 年 4 月に「東京都市大学外部評価の実施に関する細則(以下、細則」を制定し、同 8 月 18 日に当該委員会を開催し、外部評価を実施している(資料 1-14)。また、自己点検・評価に関する規程第 6 条 5 項では、学生からの意見聴取を内部質保証システムの一翼に位置付けており、2020 年度の自己点検・評価の結果について、大学評価室が学生 FD 委員へのインタビューを実施している(資料 1-15)。

- 点検・評価項目④ : 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

- 責任主体(所管組織): 学長会議、大学評価室

評価の視点	
1	○教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表
2	○公表する情報の正確性、信頼性
3	○公表する情報の適切な更新

内部質保証の取り組み、自己点検・評価結果、認証評価結果は、ホームページで公表している(資料 1-4)。また、教育活動(教育研究上の基礎的な情報、修学上の情報、教員養成の状況に大別)と財務状況についてもホームページの「情報公開(各種データ)」で社会に対して広く公表し、説明責任を果たすよう努めている(資料 1-16)。2018 年度からは、授業評価アンケートの結果及び学生実態調査の結果も公表している。各教員の研究業績は「教員業績登録システム」に蓄積されるデータを活用し、「研究者情報データベース」としてホームページで公表している(資料 1-17)。公表する情報については、原則として、担当部署が根拠に基づいて誤りのないように公表資料を作成し、広報業務を担う企画・広報室がステークホルダーの目線で情報の得やすさ等に留意しながら随時情報を更新することで、発信する情報内容の正確性と信頼性を担保している。

- 点検・評価項目⑤ : 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。
- 責任主体(所管組織): 学長会議、大学評価室

評価の視点	
1	○全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性
2	○点検・評価における適切な根拠(資料、情報)の使用
3	○点検・評価結果に基づく改善・向上

内部質保証方針について、全学内部質保証推進組織である大学評価室と総括である学長会議にて定期的に適切性の検証を行っている(資料 1-5)(資料 1-6)。また、2022 年 3 月には、内部質保証体制図を大学協議会にて承認し、PDCA サイクルの明示を行った(資料 1-7)。明示した体制での自己点検・評価は来年度が初であり、今後は、自己点検・評価の結果等を踏まえ、大学評価室によって手続き自体の有効性を繰り返し検証することが必須と考えている。

(2)長所・特色(この事項の目標として意図した成果を明らかにしたうえで、その成果があがっていることが確認できる根拠を示しながら具体的に記述すること)

- 特になし

(3)問題点(改善を要すると判断した根拠を示しながら具体的に記述すること)

- 大学全体での教育の企画・設計にあたっては、三つの方針を起点とし、各組織が連携して各学部等での実行につなげているが、今後はこの連携プロセス等に関して、教学マネジメントの枠組みの中で各組織の役割や位置付けを再確認し、必要に応じた整理が必要である。

- 大学評価室による各学部や所管組織に対する支援は、これまで第 2 期大学評価結果に対する改善・向上の取り組みが中心であった。今後は、定期的な自己点検・評価の際に改善を要請した事柄に対しても、改善状況を的確に把握しながらフォローアップを行うなどの方法を確立する必要がある。

(4)全体のまとめ

本学の内部質保証については、全学的な方針として「内部質保証方針」を策定・公表している。また、その方針に則って自己点検・評価に関する規程、大学評価室規程などの諸規則を定めている。内部質保証の体制は、学長(学長会議)による統括のもとで、全学内部質保証推進組織として大学評価室を設置し、その責任と権限を明確にしている。このような方針、規則、体制によって大学評価室を中心に内部質保証の取り組みを進めているが、現在は内部質保証体制の再構築を終え、新たな PDCA サイクルの運用に移行している。その際、教育の企画・設計、運用、検証から改善・向上のための一連のプロセスに関しては、既存の学内組織が有する機能を踏まえて適切に役割分担を行うことで、大学全体の教育活動を展開し、内部質保証に取り組んでいる。また、社会に対する説明責任として、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務情報等をホームページで公表している。今後に向けては、学内組織の役割分担の更なる明確化、大学評価室によるフォローアップ等の手法を確立し、PDCA サイクルの運用面の強化を図る。

(5)根拠資料

1-1　東京都市大学自己点検・評価に関する規程
1-2　東京都市大学大学評価室規程
1-3　東京都市大学外部評価の実施に関する細則
1-4　自己点検・評価ページ(URL)
https://www.tcu.ac.jp/guidance/programs/selfinspection/
1-5　大学評価室会議議事録
1-6　学長会議議事録
1-7　内部質保証体制図
1-8　三つの方針の策定に関する基本方針
1-9　自己点検・評価実施要領等一式(2018,2020,2021)
1-10　2018(平成 30)年度自己点検・評価報告書(URL)
https://www.tcu.ac.jp/tcucms/wp-content/uploads/2020/08/2018_self_assessment.pdf
1-11　2020(令和 2)年度自己点検・評価報告書(URL)
https://www.tcu.ac.jp/tcucms/wp-content/uploads/2021/11/2020_self_assessment.pdf
1-12　2018 年度自己点検・評価の結果について(総括)
1-13　2020 年度自己点検・評価の結果について(総括)

1-14　2020(令和 2)年度自己点検・評価に係わる外部評価結果(URL)
https://www.tcu.ac.jp/tcucms/wp-content/uploads/2021/11/2020_evaluationresults.pdf

1-15　学生 FD 委員へのインタビュー実施報告等

1-16　情報公開(各種データ)(URL)
https://www.tcu.ac.jp/guidance/data/

1-17　研究者情報データベース(URL)
http://www.risys.gl.tcu.ac.jp/

第 2 章　教育研究組織

(1)現状説明

- 点検・評価項目①　：　大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。
- 責任主体(所管組織)：　学長会議

評価の視点	
1	○大学の理念・目的と学部(学科または課程)構成及び研究科(研究科または専攻)構成との適合性
2	○大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性
3	○教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学の教育研究組織は、大学の理念・目的である「持続可能な社会発展をもたらすための人材育成と学術研究」に基づいて構成しており、本学のビジョンである『「都市」をキーワードに時代の要請に取り組み、国際都市東京で存在感を示す有数の私大を目指す』にも則って、「都市の課題に取り組み、解決し得る人材を育成する」ことを全学的に共有した上で、教育研究活動を展開している。

2021 年度における教育研究組織は、理工学部、建築都市デザイン学部、情報工学部、環境学部、メディア情報学部、都市生活学部、人間科学部の 7 学部 17 学科と、大学院研究科は総合理工学研究科と環境情報学研究科の 2 研究科 8 専攻であり、理工系から人文・社会科学系までを網羅する多様な専門性を備えた構成としている(資料 2-1)(資料 2-2)。

7学部 2 研究科は 3 キャンパス(世田谷、横浜、等々力)に所在し、理工学部・建築都市デザイン学部・情報工学部・総合理工学研究科は世田谷、環境学部・メディア情報学部・大学院環境情報学研究科は横浜、都市生活学部・人間科学部は等々力に設置している。なお、2022 年度には都市生活学部・人間科学部が等々力キャンパスから世田谷キャンパスに移転する予定である。

・　**理工学部**

理工学部は、科学技術の根幹をなすものつくりを支える工学に、新たに自然科学における真理を探求する理学を融合させた学部を作ることを狙いとして、2020 年 4 月、工学部より名称を変更した学部である。具体的には、知識工学部(現情報工学部)より自然科学科を移管、新設し、理学色を強くし、上記の狙いを実現している。それに加え、本学の理念を踏まえ、「理論と実践」という教育理念に基づき、理工学分野の基礎および専門知識を身に付けるとともに、科学的根拠に基づく実践によって社会の要請に応えることができる先進的な技術力や論理的な思考力を備えた人材を養成している。本学部は、機械工学科、機械システム工学科、電気電子通信工学科、医用工学科、応用化学科、原子力安全工学科、自然科学科の 7 学科と、学部の付属施設である原子力研究所(川崎市麻生区王禅寺)で構成している。

・　**建築都市デザイン学部**

建築都市デザイン学部は、本学の理念を踏まえ、住環境から都市環境さらには地球環境までをデザインし、建築都市の諸問題を解決するための学問追及という教育理念に基づき、現実に即した

アイディアと理論的裏付けのあるデザインにより、建築や都市の将来を担える高い能力を備えた建築家、技術者を養成することを目的とし設置している。本学部の母体は、旧工学部にあった「建築学科」「都市工学科」であり、これら学科を集約した学部として 2020 年 4 月に新設した。学部として独立した背景には、建築で扱う領域が工学の範囲には収まりきらないこと、建築学科と都市工学科が連携することにより、都市研究の都市大として建築や都市が抱える様々な課題に積極的に取り組んでいく狙いがある。

・ **情報工学部**

情報工学部は、本学の理念を踏まえ、「知の創造」を担う人材を養成することを教育研究上の目的とし、情報科学科、知能情報工学科の 2 学科で構成し、2020 年 4 月に知識工学部から教育・研究分野を示すストレートな名称である情報工学部に名称変更している。現代の“情報社会”はネットワークの高度化、ビッグデータ解析技術および人工知能（AI）等の発展により“超スマート社会”に進化しようとしている現状から、情報科学の様々な専門知識を身に付けた技術者、IoTを駆使できる技術者、AI・ビッグデータ解析技術等を諸問題解決に適用できる能力を有する技術者を養成することを目的としている。また、国際人育成を積極的に行うために 40 単位以上の英語の講義科目を取得させて卒業させる「国際コース」を設置している。

・ **環境学部**

環境学部は、本学の理念を踏まえ、現代の地球社会において、多様な時間的・空間的スケールで生起する環境問題を解決し、自然と調和できる社会を創生する人材を育成することを基本理念としている。そのうえで、「環境問題の解決には自然生態系と社会システムの関係を総合的に理解し改善することが必要であることを踏まえ、自然と調和した地域や都市の環境を創生する能力を備えた人材、経済活動の環境負荷を低減した社会システムを実現する能力を備えた人材の養成」を目的としている。環境創生学科と環境経営システム学科の 2 学科を設置し、学際的かつ総合的な研究や実践を通して、環境問題を深く理解して持続可能社会の実現を担うことのできる人材を養成している。

・ **メディア情報学部**

メディア情報学部は、本学の理念を踏まえ、「人間社会や、情報通信技術が生み出す新しい情報環境を深く理解し、より良い社会の実現に向け、社会的仕組みや情報システムを調査・分析・実現、評価・改善できる人材の養成」を目的とし、サイバー社会の仕掛けをデザイン・実現できる人材を輩出するため、文理複合の学部として社会メディア学科と情報システム学科の 2 学科で構成している。社会メディア学科では多様なメディアを駆使し、社会の様々な課題解決に取り組む人材を、情報システム学科ではユーザの視点に立って、使いやすいシステムを企画、構築・運用、評価まで一貫して手がけることができる人材を養成している。また、2 つの異なる専門性を有する学科が協力して多様な研究テーマを活かし、文理や学科の境界を超えた研究を進めている。

・ **都市生活学部**

都市生活学部は、社会科学系の学部であり、本学の理念を踏まえ、「魅力的で持続可能な都市生活の創造のため、生活者のニーズを構想・企画へと描きあげ、その実現のために事業推進、管理運営を行っていく、企画・実行業務を担う実践力のある人材の育成」を目的とし、都市生活学科を設置している。都市生活学部では、都市の中で営まれる人々のライフスタイル創造を目標に据え、愉しみの源となる都市の文化、それを生み出す舞台としての街、活動する人たちの居場所としての住まい創出を対象とした教育研究を行っている。

・ **人間科学部**

人間科学部は、本学の理念を踏まえ、いのちを大切にし、平和と環境を保持し、人類の持続可能な発展をもたらすため、「保育・教育」「発達・心理」「文化」「保健・福祉」「環境」について総合的に理解し、その向上に貢献できる豊かな感性としなやかな知性を具えた高い専門性を持つ、自立する人材の養成を目的としている。女性の社会参加や少子化等の進展などにより、子育て環境は大きく変わる中、子どもに目を向けるのはもちろんのこと、保護者、家族、地域、行政と連携しながら、延長保育や緊急一時保育、保護者支援など多様なニーズに応えていく「質の高い保育」が必須になっており、子ども、親、人間、地域を深く理解しながら、理論と実践の両方を身につけた保育者を養成している。

・ **大学院総合理工学研究科**

総合理工学研究科は、従前の工学研究科の教育研究が理学と工学を融合したより総合的な内容へと変化しつつあり、また、総合性を希求した研究科であることを明確に示すため、2018 年 4 月に工学研究科から名称を変更した。「技術者として社会の要請にこたえる」を理念とし、その理念に沿って、機械専攻（博士前期・博士後期課程）、電気・化学専攻（博士前期・博士後期課程）、共同原子力専攻（博士前期・博士後期課程）、建築・都市専攻（博士前期・博士後期課程）、情報専攻（博士前期・博士後期課程）の 6 専攻で構成している。共同原子力専攻については、2010 年度に早稲田大学と協力関係を発展させた専攻であり、共同教育課程として設置している。

・ **大学院環境情報学研究科**

環境情報学研究科は、環境と情報と都市に関する学部レベルでの教育研究への取り組みをさらに展開・深化させ、「21 世紀の新しい研究領域である「環境」「情報」と「都市」に関する基礎研究や応用研究を深めると同時に、その成果を社会へ実装していくことで持続可能社会の実現に貢献していくこと」を研究科の使命として、環境情報学専攻（博士前期・博士後期課程）及び都市生活学専攻（博士前期・博士後期課程）の 2 専攻で構成している。

また、本学では学部・研究科以外の教育研究組織として、共通教育部、総合研究所、ナノテクノロジー研究推進センター、産官学交流センター、国際センター等を設置している。

・ **共通教育部**

大学全体の教養教育・外国語教育等を司るための全学組織である。学部・学科で専攻する学問分野を学ぶにふさわしい科学的な素養と広い視野から物事を多面的に考えることができる豊かな教養、さらには現代社会を生きるうえで不可欠な社会性やコミュニケーション能力を身につけるための科目を開設し、学部・学科との連携のもと、全学的な教育研究の充実・向上に資することを目的としている。これを実現するために、人文・社会科学系、自然科学系及び外国語共通教育センターを設置している。

・ **総合研究所**

2004 年に開設した本学の附属研究所であり、全学的な研究施設として特色ある研究を推進すること並びに研究希望者に対して多様な社会のニーズに応える研究を支援することを目的としている。本学の特徴ある研究の推進拠点として、研究の高度化を図っている。

・ **ナノ科学技術学際研究センター**

未来都市実現の基盤となるナノテクノロジー研究を推進すること、大学所有の研究設備の共用化促進、産学連携による研究成果の社会実装を進めることを目的とし、研究及び調査、研究及び調査の受託、設備・機器の共用化、学外との共同研究等を行っている。2019 年 9 月、総合研究所ナノエレクトロニクス研究センターの管理機器の移設とそれに伴う組織再編、機能強化等に伴い、ナノテクノロジー研究推進センターから名称変更し、改組して設立している。

・ **産官学交流センター**

産官学交流を通じ、必要性の高い研究テーマを発掘し、外部から研究資源を得ることにより学内の研究の活性化を図るとともに、本学の研究成果を企業及び地域社会等に還元し、社会的貢献を果たすことを目的としている。

・ **国際センター**

2014 年 4 月に設置した組織である。本学の国際化及び国際的な活動の活性化を強く推進するため、国際交流、国際化及び国際活動に関わる全学的な事柄に関して企画・実行し、本学の発展に資することを目的としている。

以上のように、本学の教育研究組織は、本学の理念・目的である「持続可能な社会発展をもたらすための人材育成と学術研究」に沿って、学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際環境等に配慮しつつ組織を構築し、適宜新設、更新している。

- **点検・評価項目②** ： **教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**
- **責任主体(所管組織)**: **学長会議、大学評価室**

評価の視点	
1	○適切な根拠(資料、情報)に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価
2	○点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究組織の設置、改編あるいは名称変更等をはじめ、教育研究組織のあり方、適切性については、学長会議を主体として、定期的に点検・改善している。具体的には、ナノテクノロジー研究推進センターの全学組織への改組(ナノ科学技術学際研究センターの設立)(資料 2-3)、学部学科の再編成(資料 2-4)等がある。その取り組みの適切性については、大学評価室が内部質保証の観点から総括的に評価している。

(2)長所・特色(この事項の目標として意図した成果を明らかにしたうえで、その成果があがっていることが確認できる根拠を示しながら具体的に記述すること)

- ナノ科学技術学際研究センターの設立により、ナノテクノロジー研究推進センターの機能をさらに強化し、強力な研究推進体制を構築するとともに、研究設備・機器のさらなる共用化、大学の連携強化、機器利用の効率化等を実現した(資料 2-5)。

（3）問題点（改善を要すると判断した根拠を示しながら具体的に記述すること）

- 2018 年度自己点検・評価で指摘された組織図と教育研究組織との関連性、整合性等の明確性について改善できていないため、対応する必要がある。

（4）全体のまとめ

本学の教育研究組織は、大学の理念・目的に則り、教育改革の動向や社会的要請等を踏まえた上で構成している。また、その適切性については学長会議を主体として検討しており、その結果に基づいて教育研究組織の改編等も行いながら、常に最適な構成となるように努めている。

（5）根拠資料

2-1　東京都市大学組織図
2-2　大学案内
https://www.tcu.ac.jp/guidance/
2-3　学長会議議事概要（2019-3）
2-4　学長会議議事概要（2019-4）
2-5　ナノ科学技術学際研究センターホームページ(URL)
https://www.nanocenter.tcu.ac.jp/

第 3 章　学生支援

(1)現状説明

- 点検・評価項目①　：　学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。
- 責任主体(所管組織)：【修学支援に関すること】全学教務委員会、【学生支援に関すること】学生部委員会、【キャリア支援に関すること】全学キャリア委員会

評価の視点	
1	○大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

学生支援に関する全学的な基本方針を建学の精神である「公正、自由、自治」に基づいて、「学生の支援に関する方針」(以下、「学生支援方針」)として定め、その中で「修学支援」「学生生活支援」「キャリア支援」についての方針(以下、「3 つの支援方針」)を示すことによって、きめ細やかな学生支援を行う姿勢を明らかにしている。

東京都市大学学生支援に関する方針

【基本方針】
東京都市大学では、修学支援、学生生活支援、キャリア支援の 3 つの方針を掲げ、各委員会組織を中心に、教職員が建学の精神である「公正、自由、自治」に基づいたきめ細やかな学生支援を行う。

【修学支援】
1. 修学に関する支援体制
全学部全学科全学年にクラス担任を置き、修学に関する相談体制を整備する。必要に応じて学内の諸組織が連携・協働し、教員と職員が一体となり、学生に必要な修学支援を行う。
2. 修学環境の充実
ラーニング・コモンズ等、学生が主体的に学習に取り組める修学環境を充実させる。
3. ティーチング・アシスタント、スチューデントアシスタントの活用
ティーチング・アシスタント、スチューデントアシスタントを活用し、きめ細かな学習支援を行うと共に、支援する学生自身も研究教育活動を通じて、自ら学ぶ機会と経済的支援が得られる制度を整備する。
4. 障がいを有する学生への支援
障がいを有する学生に配慮した環境の整備や修学の支援体制を充実させる。
5. 奨学金制度の充実

経済的支援を必要とする学生や成績優秀な学生等、様々な学生に対応した修学支援の奨学金制度を充実させる。
6. 留年、休学、退学等への対応
留年者及び、休・退学者の状況を早期に把握・分析し、関係する学内の諸組織が早期に連携して、適切な対応策を講じる。

【学生生活支援】
1. 課外活動の支援
人間形成に重要な役割を持つ課外活動に対し、積極的に学生の参加を促し、団体に対して効果的に支援を行う。
2. 留学生の支援
留学生の生活、住居、経済的支援等を行う。
3. カウンセリングに関する支援
学修及び生活に関する問題に対して学生相談室の機能を強化・充実させ、学生が大学生活を送っていく中で生じる悩みや疑問などを自ら解決が出来るよう支援する。
4. ハラスメントの防止
各種ハラスメントの防止のために、啓発、研修、教育、広報等日常的な活動を強化し、相談、解決等支援体制を整備する。
5. 健康管理の支援
医務室より健康診断を通じて学生の健康維持をはかり、学生相談室等部署間の連携を強化しながら心身の健康に対する支援体制の充実をはかる。
6. 障がいを有する学生のための支援
障がいを有する学生が他学生と同様に修学及び学生生活を進められるように総合的な支援を行う。

【キャリア支援】
学生生活で学んだ強みや特徴を生かし、一人ひとりのニーズにあった支援をすることにより、学生が自立した自分らしい人生のあり方を追求し、グローバル化への対応など自らの資質を向上させ、社会に貢献できる人物となることを目標とする。
1. キャリア形成支援
キャリア関連授業、キャリアガイダンスや講座、インターンシップを軸とした支援を行う。また、各学年ごとに、目標を設定し、社会人としての能力のステップアップを目指した支援を行う。
2. 就職支援
就職ガイダンスや業界・企業研究会を軸とし、多様なニーズに対応できる個別相談の体制とスキルを持って支援を行う。

これらの方針をホームページ、Web 規程集(資料 3-1)及び全教職員・学生に配布している学生手帳(資料 3-2)において明示し、学内で共有している。

- 点検・評価項目②　：　学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。
- 責任主体（所管組織）：【修学支援に関すること】全学教務委員会、【学生支援に関すること】学生部委員会、【キャリア支援に関すること】全学キャリア委員会

評価の視点	
1	○学生支援体制の適切な整備
2	○学生の修学に関する適切な支援の実施
2-1	・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
2-2	・正課外教育
2-3	・留学生等の多様な学生に対する修学支援
2-4	・障がいのある学生に対する修学支援
2-5	・成績不振の学生の状況把握と指導
2-6	・留年者及び休学者の状況把握と対応
2-7	・退学希望者の状況把握と対応
2-8	・奨学金その他の経済的支援の整備
2-9	・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供
3	○学生の生活に関する適切な支援の実施
3-1	・学生の相談に応じる体制の整備
3-2	・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
3-3	・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮
4	○学生の進路に関する適切な支援の実施
4-1	・キャリア教育の実施
4-2	・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
4-3	・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施
4-4	・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供
5	○学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施
6	○その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

1．学生支援体制の適切な整備

本学は、「東京都市大学の全学に係わる委員会の設置に関する規程」(資料 3-3)に基づく全学委員会の中で、教務委員会、学生部委員会、キャリア委員会を設置している(資料 3-4)(資料 3-5)(資料 3-6)。「学生支援方針」に沿った適切な学生支援を実施するために各委員会は「3 つの支援方針」を踏まえてそれぞれの委員会規程で目的・業務等を定め、これに沿って所管組織として役割を分担し、「修学支援」は教務委員会・学生部委員会が主たる役割を「学生生活支援」は学生部委員会が主たる役割を「キャリア支援」はキャリア委員会が主たる役割を担い、相互に連携することで大学全体での学生支援の適切な実施体制を構築している。

2．学生の修学に関する適切な支援の実施

「学生の支援に関する方針・修学支援、学生生活支援」に基づき、全学教務委員会及び学生部委員会にて方針に基づき関連する事項を取り扱っている。なお、学生部委員会では「課外活動分科会」「留学生分科会」「厚生分科会」「学生相談室会議」にてそれぞれ所管の学生の修学に関する事項を検討し、連携の上実施している。

2-1．学生の能力に応じた補習教育、補充教育

全学部の新入生に対し、入学時に実施する英語 TOEIC テストの結果から、レベル別にクラス編成をし（必修科目）、習熟度に応じた学習支援を行っている。理工学部、情報工学部、建築都市デザイン学部においては、入学時に実施する数学のプレースメントテスト低スコア者に対して、「微分積分学(1a)(1b)」において、初修者向けクラス（リメディアルクラス）を設け、習熟度に応じた学習支援を行っている(資料 3-7)。また、学部学生等の教育研究の補助並びに本学の教育研究の充実を図る目的で、ティーチング・アシスタントが、実験・実習・演習等の教育的補助業務に従事している。また、世田谷キャンパスラーニング・コモンズにおける学習サポート活動では、学生で構成されるラーニング・サポーター組織が、主に低学年の学部生をターゲットとして相談およびサポートを行っている。2021 年度は授業形態が完全オンライン、ハイブリッド、原則対面と変化したが、運営を担当する研究助手で構成する幹事会での議論の末、通年 Zoom を利用したリモートでのサポートとなった。サポート活動は例年と同じ授業期間中の昼休みから 5 限終了時刻まで、各学科選出のサポーターが 2 名ずつ交代で行われた。サポーターが担当中に発生した相談を記録した業務日誌によると、4 月の利用者数はのべ 340 件、5 月は 39 件、6 月は 18 件と漸減し、後期は全期間合わせて 18 件となった。特に 1 年生に対する履修相談や基礎科目に関する学習相談が主な相談内容となっている(資料 3-8)。

2-2．正課外教育

正課外活動（以下、課外活動）については、人間形成に重要な役割を持つ活動であると考え、学生部委員会が 3 つの支援方針に基づいて活動方針を決定しており、学生支援センターが中心となって活動支援を行っている。まず、課外活動への積極的な学生参加を促すため、4 月の入学式から新入生オリエンテーション期間にスプリングフェスティバル、9 月にはオータムフェスティバルを実施し、学食での PR イベントや相談ブースの設置等を行っている。また、活動の円滑な実施、課外活動を担う人材育成、安全確保のため、①学生部の方針を伝達し、活動を円滑に進めるための連絡会の開催（4 月、10 月）、②課外活動団体の各リーダーに責任者としての自覚を促すリーダース研修会（11 月）の実施、③玉川消防署の協力のもと行われる救命講習会の開催等、活動支援を行っている。
2020、2021 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、連絡会やリーダース研修会等はオンラインで実施し、救命講習会は中止となった。また、課外活動団体の活動制限を設定・周知し、対面での課外活動が許可される期間において活動再開を希望する団体には、本学で定めた申請手引き(資料 3-9)の内容を遵守した上で適切な感染予防対策を定め、活動計画を策定するよう指導し、活動再開の支援を行っている。

2-3．留学生等の多様な学生に対する修学支援

留学生等の多様な学生に対する修学支援は、学生支援センター（学生部委員会留学生分科会）、各学科クラス担任(資料 3-10)が中心となって支援を行っている。各キャンパス学生支援センターに

は留学生担当がおり、学内における施設設備の活用を中心とした間接的な修学支援(図書館や学習サポーターの活用等)や生活支援、教員への橋渡し等を行っている。直接的な修学支援(履修に関すること、科目に関すること等)については、各学科のクラス担任が中心となって行っている。具体的なサポートなど留学生指導で必要な事項については、教職員のための学生指導ガイドライン(資料 3-11)に掲載(留学生の概況、学内で行われている日本語講座の紹介、宗教文化、入管法等)し、教職員に周知を図っている。また、留学生に対しては、学内における相談窓口等、必要な情報がまとめられている「留学生ハンドブック」(資料 3-12)を留学生ガイダンスで毎年配布し、内容の説明を行っている。その他、留学生サポーター制度(資料 3-13)にて学生同士による修学支援を行い、主に 1 年生の留学生が学内で修学しやすい環境を整え、孤立を防ぐ取り組みを行っている。加えて、毎年 5 月に留学生歓迎会、9 月に留学生研修会、10 月に留学生就職支援プログラムを開催し(資料 3-14)、イベントの開催を通じて、日本人学生と留学生間の国際交流や留学生間交流やキャリアデザイン支援を行っている。なお、日本人と留学生が混住する国際学生寮を運営し、留学生の生活支援に活用している。

2-4. 障がいのある学生に対する修学支援

本学では、「障害者差別解消法」及び「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」に基づいて、「障がい学生支援に関する基本方針」を定め(資料 3-15)、「不当な差別的取扱いの禁止」・「合理的配慮の提供」の学内理解を推進し(資料 3-16)、入試・学生・教育・施設管理などの関係する事務局各部署や教員が連携し、障がいを有する学生が他の学生と同じレベルで講義を受講できるよう、個々の状況に応じて学習等相談支援を行うこととしている。現在の支援内容は以下のとおりとなっている。

- 入学前に障がいを有する学生の相談を受けるとともに、支援方法を検討している。
- 面談等を通じて支援が行える講義科目や支援方法を決定している。(聴覚障がいを有する学生への支援(ノート(パソコン)テイク)、手話通訳、聴覚障がい者への補助支援ツール、肢体障がいを有する学生への支援(教室間の移動の介助)。)
- 障がいに応じて定期試験及び授業内試験時に配慮している。
- 教員への配慮事項の伝達:障がいを有する学生が受講することや学生からの要望等を担当教員に通知している。
- 聴覚障がいを有する学生補助のためのボランティア学生の確保・育成を行っている。
- 面談等を通じて、必要な構内設備の改善・充実を図っている。

2-5. 成績不振の学生の状況把握と指導

年次進行に従って以下のように指導または措置を行っている。

- 1 年次前期終了時に修得単位が 10 単位未満の者には、学修意欲の促進と成績向上を目的として、1 年次終了時に修得単位が 20 単位未満の者に対しては、クラス担任が面談を行い、進路変更などを含めた指導を行い、勉学意志等の確認を行う。
- 2 年次終了時に修得単位が 40 単位未満の者に対しては、自主退学勧告を含んだ強力な指導を行う(環境学部・メディア情報学部)。
- 各年次終了時に GPA が 0.6 未満(2018～2019 年度以降の入学生は、f-GPA が 0.3 未満)の者には、退学勧告を行う。

また、クラス担任(学部学科によってアカデミックアドバイザー)が個別面談を行い、成績不振者に対して学修指導を行うとともに、「学生カルテ」(資料 3-17)にその状況や所見を記載して学科教員間で情報共有し、学生指導に活用している。

2-6. 留年者及び休学者の状況把握と対応

「クラス担任制度」を設け、各学科クラス担任の職務として「必要な助言指導」を行うことを規定し、留年者等も含めて状況把握を遂行している。また、学生の動向把握、教育指導上必要な情報の記録と共有を行う「学生カルテ」を用いている。

休学を希望する場合は、事前にクラス担任が面談を行い、状況の把握に努めるとともに、その状況や経緯、「学生カルテ」に蓄積された指導履歴等を把握するために「休学学生に対する対応履歴書」(資料 3-18)の作成をクラス担任に義務付けている。提出された「休学学生に対する対応履歴書」は、休学願とともに学生相談室長に回付され、当該学生の状況把握と学生対応の分析に当たる。

(参考:「退学願・休学願関係書類に係る学生相談室長所見の所属専攻、学科へのフィードバックフロー」(資料 3-19))

休学期間中 3 ヶ月毎に提出される「休学中の状況報告書」(資料 3-20)については、学生支援センター確認後、「休学学生に対する対応履歴書」を作成したクラス担任へ回付し、状況の共有と復学後の備えに役立てている。

なお、学部上級学年となり研究室に配属された学生および大学院の学生に係る対応は、上記のクラス担任に代えて、学生所属研究室の研究指導教員が担当している。

2-7. 退学希望者の状況把握と対応

退学を希望する場合は、前項のクラス担任が面談を行い、休学の場合と同様に退学を希望するに至った経緯や指導履歴等を「退学学生に対する対応履歴書」(資料 3-21)に記録する。

退学希望学生作成の「退学願」(資料 3-22)に記述される理由と「退学学生に対する対応履歴書」に加え、学修状況が記録された退学希望学生の「成績通知書」を基にして状況を把握する。

これらの書類を学生相談室長が分析し、所見を作成する。所見は、当該学生所属の学部長、学科主任教授へフィードバックし、退学者削減のための状況改善に役立てている(資料 3-19)。

退学、休学への対応に関し、副学長を推進役に退学者削減のための各種方策を検討する「退学者削減プロジェクト」チームを編成している。この「退学者削減プロジェクト」活動の一つとして、学部 3 年生以下について、学期当初の履修登録状況および授業の出席確認システムに蓄積された出欠席データを基に、年 4 回(クォーター毎に 1 回)「出席率が低く心配な学生および未履修学生」を学科別に抽出し、副学長発信にて全学科を対象に学部長経由でアラートを発信してリスト記載の学生の状況把握を指示している(資料 3-23)。また、退学者削減には家族の関わりも出欠管理上効果が期待されるため、学生の家族が関わる機会を創出する保証人向けの出席状況開示を学部 2 年生以下について実施している(資料 3-24)。

出欠席データを活用したこれらの方策は、学生の動向変化を注視し、特に欠席が増え始めた初期段階において早めの対策を施すことを目的としている。

こうした取り組みの結果、中途退学者はここ数年減少し続けている。(例:学部退学・除籍者数 2018 年度 129 名、2019 年度 116 名、2020 年度 98 名(資料 3-25))

2-8. 奨学金その他の経済的支援の整備

学生部委員会の厚生分科会・留学生分科会及び学生支援センターにて、学内奨学金、学費減免等、日本学生支援機構、高等教育の修学支援新制度（2020、2021年度機関認定承認済）、各都道府県および各種民間育英団体などの奨学金を活用しながら支援を実施している。

また、2020年度には、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、大学として入構制限を行い、遠隔授業を実施した。これに伴い、遠隔授業の受講に際する学生自らによる学修環境の整備を支援すべく、全学生対象に一律5万円を給付した（資料 3-26）。

授業料の納付については、家計環境の選択肢の一つとして、「学費公共スマート払い」（クレジットカードによる授業料納付）が利用できる（資料 3-27）。

なお、留学に関係する奨学金については国際部を窓口として支援を実施している。

2-9. 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

経済的支援に関する相談窓口は、学生支援センターで統括をしており、主たる情報共有は、ポータルサイトを活用（資料 3-28）し、支援に関する情報提供ならびに手続き情報、書類の掲出、説明に関する動画等を提供している。

また、ホームページでは奨学金等の紹介を行い、学生や保護者からの問合せに対応している。特に、高等教育の修学支援新制度については、法律に基づく情報公開等を行うなど広く情報を提供している（資料 3-29）（資料 3-30）。

3. 学生の生活に関する適切な支援の実施

「学生支援方針・学生生活支援」に基づき、東京都市大学学生部委員会規程に則り、「課外活動分科会」、「生活指導分科会」、「厚生分科会」、「留学生分科会」等の分科会で学生支援に関する事項を審議し、学生部委員会へ報告している。

3-1. 学生の相談に応じる体制の整備

クラス担任のもと、教職員のための学生指導ガイドラインに則った指導、相談体制を整えており、必要に応じて関係部署や学生相談室カウンセラーと協力し、問題解決に向けての支援を行っている。入学直後のオリエンテーションやフレッシャーズキャンプ等で相談しやすい環境を整え、保護者に対しては大学と保護者との連絡会を毎年実施し、保護者との懇談や面談等、連携体制を整えている（資料 3-31）。

加えて、各キャンパスに学生相談室を設置し、2018 年度は延べ 2,740 件の相談件数に対し、2020 年度は 4,616 件と増加傾向にある（資料 3-32）。運営については学生相談室運営会議にて検討している（資料 3-33）（資料 3-34）（資料 3-35）。学生相談室に関する情報は、大学ホームページ・学生相談室パンフレット・学生相談室関連ポスター（資料 3-36）を掲示して、学生や保護者へ周知している。

学生相談室に在籍しているカウンセラーは心理性格、対人関係、心身健康、進路修学、学生生活等学生の幅広い問題に対応し、クラス担任・指導教員・学生部委員・教務委員・学生支援センター、キャリア支援センター及びハラスメント相談室と連携しており、教職員向けにはケアが必要な学生の対応等の研修会や全体会を実施している（資料 3-37）（資料 3-38）。

また、在学生向けに「こころの健康調査」(資料 3-39)を行い、支援が必要な学生に学生相談室から連絡し、フォローを行っている。

新型コロナウイルス感染症の影響により、オンラインでの ZOOM 面談も実施している。

3-2. ハラスメント(アカデミック、セクシュアル、モラル等)防止のための体制の整備

「東京都市大学ハラスメントの防止に関する規程」(資料 3-40)に基づき、ハラスメント対策室が設置され、下部組織のハラスメント対策委員会、ハラスメント相談室がハラスメント防止のために定期的な会議を行っている(資料 3-41)。なお、問題発生時には、ハラスメント調査委員会が設置され、実情調査を行う。ハラスメント対策室は、ハラスメント調査委員会の報告に基づき、被害者の救済及び加害者への注意、勧告又は処分案を作成する等の対応を行う。

また、学内では専用のハラスメント相談窓口を開設して相談員を配置し、夜間、休日にも対応できるよう外部相談窓口も設置して、被害者を支援できる体制を整えている(資料 3-42)(資料 3-43)。ハラスメント防止対策活動として、キャンパスライフや学生手帳、教職員のための学生指導ガイドライン(資料 3-44)(資料 3-45)(資料 3-46)にてハラスメント防止体制等に関する情報発信を行っており、ハラスメント対策委員会では以下の啓発、研修活動を行っている。

1. 教職員向けの注意喚起資料作成及び教職員および新任教員対象のハラスメント防止研修実施(資料 3-47)
2. 学生へのハラスメント等の注意喚起ポスター作成並びに学内掲示による周知(資料 3-48)
3. 課外活動団体への注意喚起資料作成
4. 外部相談窓口設置及びリーフレット作成

3-3. 学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

毎年4月に全学生対象の健康診断を実施して9割以上の学生が受診し、健康診断結果を配付してフィードバックしている。各キャンパスに医務室を設置し、怪我や病気、事故の医療措置に対応しており、周辺の医療機関一覧も作成し、近隣の医療機関と連携している。また、緊急時の対応については全学の救急対応マニュアルを作成して対応している(資料 3-49)(資料 3-50)。

学内外でのアルコール事故防止の方策として、新入生へのアルコールパッチテストや課外活動団体、学園祭出展団体に向けた救命講習会を実施し、特に課外活動団体の合宿については救命講習会受講者の参加を義務付けている(資料 3-51)。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により宿泊を伴う合宿は禁止、救命講習会も中止している。

健康相談については医務室を窓口として対応しているが、24 時間対応の外部相談窓口を設置し、学生に限らず保護者等からの相談についても対応をしている。

4. 学生の進路に関する適切な支援の実施

「学生の支援に関する方針・キャリア支援」に基づき、東京都市大学キャリア委員会規程に則り、キャリア支援に関する事項をキャリア委員会にて審議し、支援を実施している。

4-1. キャリア教育の実施

本学のキャリア形成支援の特徴として、低学年からのキャリア意識の育成と 3･4 年生を主軸とした就職活動の徹底指導が挙げられる。厳選採用が続く就職戦線に対しても、「専門性を活かしたキャリア形成」と「夢や希望を実現する就職活動」のための徹底した支援を実施している。

本学では、就職力を『(基礎力＋専門力)×職業的態度×就職活動力』と捉え、学生個人の特徴を生かした進路選択が実現できるよう、入学時から「基礎力」を高めるカリキュラムと支援を実施している。具体的には、学部により正課授業内で指導を行っているほか、全学的に年 2 回実施するキャリアガイダンスにおいて目標設定と省察の機会を設けている(資料 3-52)。

「専門力」についても、学生全員が卒業研究に取り組むカリキュラムとなっており、その質を担保している。また、卒業生等の協力により現場で活躍する生の声を伝えることで「職業的態度」の向上を図るとともに、就職指導の専門家と構築した支援プログラムにより「就職活動力」が身につくよう指導している。

4-2. 学生のキャリア支援を行うための体制(キャリアセンターの設置等)の整備

本学では、各キャンパスに「キャリア支援センター」を設置し、キャリア委員会主導のもと、各学科のキャリア委員と連携して、キャリア形成支援と就職支援を行っている。キャリア支援センターには資格を持ったキャリアカウンセラーを配置し、学生の進路相談等を行っている。その他、キャリア支援センター近くのスペースでは、各種進路に関わる情報や、卒業生の進路概況、就職関連書籍などが閲覧でき、学生の就職活動をサポートしている。

4-3. 進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

キャリア形成支援としては、キャリア関連授業、キャリアガイダンスや講座、インターンシップを軸とした支援を行っている。就職支援としては、就職ガイダンスや業界･企業研究会を軸とし、多様なニーズに対応できる個別相談の体制とスキルをもって支援を行っている(資料 3-52)。

また、本学では文部科学省による事業である、大学教育再生加速プログラム(AP)テーマⅤ「卒業時における質保証の取組の強化」に採択されており、この事業を通じてキャリア形成と社会で必要とされる能力の獲得を通じた卒業時の質を保証するための取り組みも推進している。その一環として、e ポートフォリオ「TCU-FORCE」(FOR Career Enrollment)を活用し、キャリアガイダンス等での目標設定や学生生活を通じての諸活動を記録し、その内容に基づく教職員による学修支援を開始している(資料 3-53)。

4-4. 博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

博士後期課程の単位認定を伴う授業として開講している「講究」において、「三つの方針」を踏まえた上で、学生が、修了後自ら学識を教授するために必要な能力を培うための機会(いわゆるプレ FD)を設けており、成績評価の対象としている(資料 3-54)。

5. 学生の正課外活動(部活動等)を充実させるための支援の実施

学生部委員会課外活動分科会にて課外活動に対する具体的な支援策を検討し、実施している。また、在学生の保護者組織である後援会と連携し、課外活動を行うための経済的援助を受けている。

･顧問並びに学外指導者の指導

課外活動団体顧問は団体運営の指導・助言を行い、各種手続(試合・発表会等の届出や会計監査等）を承認し、管理・監督責任者としての役割を担っている。また、学外指導者向けに年1回「学外指導者の方々ならびに学生団体顧問との懇談会」(資料 3-55)を開催し、情報交換を行っている。なお、コロナ禍により2020・2021 年度は中止した。

・課外活動団体への補助

学生団体連合会に所属している団体に対して、大学、後援会からの援助金等(活動費、大会参加費・登録費、保険料、施設使用料等)(資料 3-56)を支援し、課外活動の活性化につなげている。

・課外活動団体への指導

継続的かつ健全な運営ができるよう年2回の連絡会(4・10 月)開催時には、「課外活動手続きマニュアル」(資料 3-57)を使用した事務手続等の指導を行うと共に「課外活動団体 会計手続きマニュアル」(資料 3-58)を使用した適正な援助金使用に関する具体的な指導を行っている。また、11 月に新リーダーを対象としたリーダース研修会(講演会や分科会等)(資料 3-59)や会計担当者研修会、テーピング講習会(マネージャー等対象)を開催して適切な指導をしている。

6. その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

学生の声を直接聞く場として、毎年「学生と大学との懇談会」(資料 3-60)を各キャンパスで開催している。大学側の参加者は、学長をはじめとする教職員(副学長・学部長・学生部長・教務委員長・事務局等)や学内業者で、「授業・研究」「課外活動」「生活環境・学生生活」に対して学生から寄せられた要望等に耳を傾け現状や対応策等について回答している。なお、前年度に寄せられた要望に対するフィードバックを行っており、当日の記録は学内のポータルサイトに掲出して、当日出席できなかった学生も確認することができるようにしている。なお、対応について検討を要する案件については、関係各部署で協議し、要望に沿えるよう改善に努めている。

- **点検・評価項目③ ： 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**
- **責任主体(所管組織): 上記の各所管組織**

評価の視点	
1	○適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価
2	○点検・評価結果に基づく改善・向上

全学教務委員会、学生部委員会、キャリア委員会にて修学支援の適切性等について、定期的に点検及び改善・向上に向けた取り組みを実施し、全体の方針を各代表者が集い、点検・検証を実施している(資料 3-61)(資料 3-62)。

また、大学評価室から大学評価結果における指摘内容についても点検を行っている(資料 3-63)。

具体的に、全学教務委員会においては、各種報告に基づいて支援方策を協議し、修学支援の適切性について、定期的に点検・評価及び改善・向上に向けた取り組みを実施している(資料 3-64)(資料 3-65)(資料 3-66)(資料 3-67)(資料 3-68)(資料 3-69)。

学生部委員会においては、傘下の各分科会・委員会(課外活動、生活指導、厚生、留学生)、学生相談室にて、毎年度期初に検討事項の確認及び年度終わりに実施結果を点検・評価し、次年度への申し送り事項として改善・向上に繋げている(資料 3-70)(資料 3-71)(資料 3-72)(資料 3-

73)(資料 3-74)。その他、健康診断の受診依頼及び受診率の報告をフィードバックし、受診率の改善・向上に繋げている(資料 3-75)。また、学生と大学との懇談会にて学生の意見を聞き、学生支援の改善と適切性の点検につなげている。学生からの意見等については、生活指導分科会にて検討・点検し改善を行ったうえで、次年度の懇談会開始時に昨年度の改善状況を報告し、フィードバックしている。

キャリア委員会においても、キャリア支援の適切性を定期的に点検・評価を行っており、定期的な就職内定状況の確認を行い、一連の支援が適切に行われているかの現状把握と、今後の対応等について議論を行っている(資料 3-76)。また、本学独自の取り組みである海外インターンシップや東急グループインターンシップについては、キャリア支援センターを主体として参加者数を増加させる方策や質の向上に向けた検討を行っている。

ハラスメント対策委員会においては、毎年度期初に活動計画の確認及び年度終わりに活動報告により点検・評価し、改善・向上に繋げている(資料 3-77)。

(2)長所・特色(この事項の目標として意図した成果を明らかにしたうえで、その成果があがっていることが確認できる根拠を示しながら具体的に記述すること)

- 学生が順調に学校生活を送るためのサポート充実のため、①学生相談室の規程の整備や、長期・短期目標のセッティング、開室時間延長による学生サポート体制の充実、外部相談窓口との契約とそれら窓口の周知徹底、②全教職員で共通認識を持つ機会としてハラスメントをテーマに全学 FD・SD フォーラムを実施、③新奨学金の獲得による経済支援の充実、④学生と大学の懇談会における学生のヒヤリングを行っている。
- 「退学者削減プロジェクト」の各種方策により、退学者も減少し続けている(学部退学・除籍者数 2018 年度 129 名、2019 年度 116 名、2020 年度 98 名)。
- 本学では、学生のキャリア形成に向けた支援に力を入れている。具体的には、①低学年時からのキャリア教育と効果の高いキャリア支援プログラムの実施、②TCU-FORCE 等による学修成果の可視化による学生の主体的な学びの実現や目標セッティング、が挙げられ、その結果として正課及び正課外における活動の活発化とキャリア形成のさらなる促進が図られている。これらサポート体制の充実の結果として、学部 97.4%、大学院 98.3%という全国平均を上回る高い就職率を実現している。

(3)問題点(改善を要すると判断した根拠を示しながら具体的に記述すること)

- キャリア支援プログラムへの参加は必須ではなく希望者のみで実施しているため、参加率が減少傾向にある。要因は、授業と重なっている場合や開催時期の問題、景気等外部要因による影響が考えられる。近年では、キャリア支援プログラムへの参加率は概ね2～3割程度となっており、参加率の向上が課題となっている。
- 本学の学生からのヒヤリングの場として重要である学生と大学との懇談会の参加者数は、新型コロナウイルス感染症の影響によりハイブリッド型で実施した結果、学生数に比べると必ずしも多いとは言えず (2021 年度、SC:26 名 YC:15 名 TC:19 名)、今後参加者増加に向けた方策を検討したい。

- 障がいのある学生に対する補助のためのボランティア学生の確保・育成に関しては、充分な支援体制を整えているとは言い難いのが現状であり、改善をしていきたい。

(4)全体のまとめ

本学では、建学の精神を踏まえて学生支援に関する大学としての方針を「東京都市大学学生支援に関する方針」として定め、その中で「修学支援」「学生生活支援」「キャリア支援」の3つの支援についての方針を明らかにしている。これらの方針は、ホームページや刊行物等により学内で共有するとともに、学外にも公表している。また、各方針に沿って全学委員会の教務委員会、学生部委員会、キャリア委員会を所管組織とした学生支援体制を整備し、適切な支援を行っている。

これら三つの委員会の代表者及び幹事による学生支援合同会議(資料 3-61)を開催し、本学の「学生支援方針」(資料 3-62)として共有している。

「修学支援」では、レベル別クラス編成、初修者向けクラス編成を設け、習熟度に応じた学習支援を行っていることに加え、クラス担任制度による学生一人一人に対するきめ細やかな支援を行い、その実施をサポートする学生カルテによる情報共有や、多様な学生に対する支援(障がいのある学生、留学生等)も行っている。

「学生生活支援」では、クラス担任制度による相談体制のほか、学生相談室やハラスメント対策室等の相談体制を整備し、各部局による連携の上で対応する体制を整えつつあるところである。また、健康診断の確実な実施、周辺医療機関との連携、アルコール事故防止への取り組み、24 時間対応の外部相談窓口の設置など心身の健康、保健衛生、安全配慮への対応を行っている。正課外活動においては、オリエンテーション、リーダース研修会等を通じた活動円滑化に向けた支援を行っている。

「キャリア支援」では、学生のキャリア形成支援を行う体制を整備し、低学年からの多様なキャリア支援プログラムを実施している。

これらの取り組みについては、各所管組織が方針に沿って適正性の検証を行い、学生支援合同会議により共有し、各委員会の有機的連携を図り、本学の学生支援を全体として改善・向上につなげている。

(5)根拠資料

3-1	東京都市大学学生支援に関する方針 https://www.tcu.ac.jp/guidance/policies/
3-2	学生手帳
3-3	東京都市大学全学に係わる委員会の設置に関する規程
3-4	東京都市大学教務委員会規程
3-5	東京都市大学学生部委員会規程
3-6	東京都市大学キャリア委員会規程
3-7	学修要覧(理工・建築・情工)
3-8	ラーニング・コモンズ(学習相談)
3-9	課外活動の再開に向けた申請手引き

3-10　クラス担任表
3-11　教職員のための学生指導ガイドライン
3-12　留学生ハンドブック
3-13　留学生サポーター募集
3-14　留学生交流会・研修会・就職支援プログラム実施報告書
3-15　障がい学生支援に関する基本方針
https://www.tcu.ac.jp/guidance/policies/
3-16　教授会議事録
3-17　学生カルテ
3-18　休学学生に対する対応履歴書
3-19　退学願・休学願関係書類回付フロー
3-20　休学中の状況報告書
3-21　退学学生に対する対応履歴書　目的及び作成要領
3-22　退学願
3-23　出席率が低く心配な学生のご報告
3-24　保証人用出席確認システム
3-25　退学・休学者統計データ
3-26　学修環境整備支援奨学金
3-27　学費公共スマート払い
https://www.tcu.ac.jp/entrance/expenses/
3-28　ポータルサイト奨学金関連
3-29　緊急支援制度・学外奨学金一覧
https://www.tcu.ac.jp/entrance/scholarship/
3-30　高等教育の修学支援新制度
https://www.tcu.ac.jp/entrance/scholarship/studysupport/
3-31　「大学と保護者との連絡会」出席状況
3-32　学生相談室報告
3-33　学生相談室運営会議内規
3-34　学生相談室会議内規
3-35　東京都市大学学生相談室細則
3-36　ハラスメント相談室パンフレット・ポスター
3-37　新任者研修会
3-38　学生相談室全体会
3-39　こころの健康調査
3-40　東京都市大学ハラスメントの防止等に関する規程
3-41　ハラスメント対策委員会資料
3-42　ハラスメント窓口
3-43　T-PEC 学外相談窓口の案内パンフレット
3-44　キャンパスライフ　ハラスメント・学生相談室（抜粋）
3-45　学生手帳（抜粋）

3-46　学生指導ガイドライン（抜粋）
3-47　FD・SD フォーラム・新任者研修会
3-48　夏休み中の活動の注意文
3-49　医療機関一覧
3-50　救急対応マニュアル
3-51　救命講習会実施結果
3-52　キャリア支援プログラム、体制等
3-53　TCUFORCE 学生マニュアル
3-54　大学院研究科 3 ポリシー、シラバス
3-55　技術指導者の方々ならびに学生団体顧問との懇談会：実施結果
3-56　後援会による課外活動に対する補助制度
3-57　課外活動手続きマニュアル
3-58　課外活動会計マニュアル
3-59　リーダース研修会概要
3-60　学生と大学との懇談会実施報告
3-61　学生支援合同会議議事録
3-62　学生支援方針図示化
3-63　大学評価結果における指摘内容に係わるフォローアップ報告書
3-64　教育年報抜粋
3-65　教育開発機構運営会議　議事録
3-66　全教務議事録 73 号
3-67　全教務議事録 75 号
3-68　大学協議会議事録
3-69　全教務議事録 78 号
3-70　課外活動分科会検討事項及び申送り事項
3-71　生活指導分科会検討事項及び申送り事項
3-72　厚生分科会検討事項及び申送り事項
3-73　留学生分科会検討事項及び申送り事項
3-74　学生相談室活動
3-75　学生定例健康診断受診率
3-76　全学キャリア委員会議事概要
3-77　ハラスメント対策委員会資料

第 4 章　教育研究等環境

(1)現状説明

- 点検・評価項目①　：　学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。
- 責任主体(所管組織)：　施設委員会

評価の視点	
1	○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

これまで本学の学生・教員等の教育研究活動に関する環境や条件を整備するための指針は、中長期計画(アクションプラン 2030)の「キャンパス教育環境向上プロジェクト」により明示してきたが、現在、本学が取り組んでいるキャンパス再整備を含めた環境整備事業は、2021 年 12 月には世田谷キャンパスに A 棟が完成、2022 年 8 月には同キャンパスに B1 棟が完成等、大きな事業が完了する見込みとなっている。また 2022 年 4 月には等々力キャンパスが世田谷キャンパスに移転し、2 キャンパス化が実現する。

これにあわせて、本学の掲げる理念・目的の実現に向けた人材育成と学術研究を果たすべく、2021 年 3 月に「東京都市大学教育研究等環境の整備に関する方針」を定めた。

具体的には、1. キャンパス環境の整備・充実、2. ICT 環境の整備及び情報セキュリティ等の遵守、3. 図書館の整備・充実、4. 研究環境等の整備・充実及び研究倫理等の遵守を設定し、学生が主体的かつ安全に各種活動に取り組めるような環境整備を進めるとともに、「都市」に集約されるような複合的課題に取り組むことができ、多種多様なボーダーを超えて新たな価値を見出すことができる教育研究等環境を整備することを目標としている。

今後は更なる実行体制の充実化を図るべく、現在の「施設委員会」を「キャンパス環境整備委員会」にリニューアルし、教育研究等環境の一層の改善につなげることとしている。

東京都市大学教育研究等環境の整備に関する方針

東京都市大学は、理念・目的の実現に向けた人材育成と学術研究を行うため、以下のとおり教育研究等環境の整備に関する方針を定める。

1. キャンパス環境の整備・充実
既存施設の長寿命化及び施設・設備の計画的な更新によって、教育研究組織に応じた十分なキャンパス環境を整備するとともに、利用者に対して安全及び衛生を十分に確保し、快適に利用できるようキャンパス・アメニティ空間の充実を図る。

2. ICT 環境の整備及び情報セキュリティ等の遵守
ICT の利活用を全学的に促進し、教育研究活動の多様なニーズに応える先進的な情報インフラ環境を整備する。また、本学で情報を取り扱うすべての者が、それぞれの役割の中で情報セキュリティを遵守するように学内体制及び規則等を整備し、適切な措置を講じる。

3. 図書館の整備・充実
学生の主体的な学習活動及び教員の教育研究活動の拠点として、良質かつ十分な学術情報資料及びサービスを備えた図書館を整備し、その充実を図る。

4. 研究環境等の整備・充実及び研究倫理等の遵守
研究は、教育の高度化にとって重要であり、本学の教育研究活動を活性化させるため、研究実施体制及び研究環境の整備・充実を図る。また、本学で研究に従事するすべての者が、それぞれの役割の中で研究倫理及びコンプライアンスを遵守するよう学内体制及び規則等を整備し、適切な措置を講じる。

以上の通り、これらのポリシー・方針については、理念・目的等に則り、適切に設定されている。なお、上記の方針については、Web 規程集で随時閲覧でき、学内で共有している。また、学外に対しても本学ホームページ(各種方針のページ)で公開している。

- **点検・評価項目② ： 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。**
- **責任主体(所管組織): 【A、E】情報基盤センター運営会議、【B、C、D】施設委員会、衛生委員会**

評価の視点	
1	○施設、設備等の整備及び管理
1-1	・ネットワーク環境や情報通信技術(ICT)等機器、備品等の整備 【A】
1-2	・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保 【B】
1-3	・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備 【C】
1-4	・学生の自主的な学習を促進するための環境整備 【D】

2	○教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み 【E】

本学の教育研究活動に必要な施設及び設備の整備について、評価の視点ごとに以下に述べる。

1. 施設、設備等の整備及び管理

1-1. ネットワーク環境や情報通信技術(ICT)等機器、備品等の整備

・ネットワーク環境の整備について

各キャンパスにおいては、ほとんど全ての建屋間に有線及び無線のネットワークを構築しており、教員の研究室及び学生が研究で使用する研究室・実験室には有線のネットワークを整備している。また、教室・図書館・食堂などでは必携 PC の利用を前提とした無線 LAN が整備されており、学生は必携 PC やスマートフォン等で授業支援システムを通じた教材の入手・課題提出のほか、授業録画の閲覧などを行うことができる。学外のインターネットとの接続については、学外のデータセンターを経由して SINET に 10G 専用線で接続しており、学外との通信環境を十分に整備している(資料 4-2)。

・情報通信技術(ICT)等機器、備品等の整備

3キャンパス(世田谷、横浜、等々力)のパソコンを使用する演習室やコンピュータ等の情報機器の整備は、情報基盤センター及び事務局総合情報システム部が担っている。現在、世田谷キャンパスには演習室 6 室、PC 合計 486 台、横浜キャンパスには演習室 8 室、PC 合計 533 台、サーバー48 台、等々力キャンパスには演習室 5 室、PC 合計 202 台を設置している。また、横浜キャンパスと等々力キャンパスにはスキャナーをそれぞれ 5 台ずつ設置すると共に、タブレットをそれぞれ 35 台、60 台用意している。PC の利用希望がある授業の要望は全て満たしており、演習室の室数及び PC 台数を十分に整備している。

さらに、学生が授業以外の時間に利用できる PC については、世田谷キャンパスでは図書館内に 56 台、学生ラウンジに 4 台、貸出用 78 台、横浜キャンパスでは情報メディアセンター内に 8 台、貸出用 34 台、等々力キャンパスでは図書館内に 22 台、貸出用 20 台を設置している。なお、横浜キャンパス、等々力キャンパスでは演習室のパソコンも授業時間以外はオープン利用が可能である。印刷機器の整備については、世田谷キャンパスに 9 台、横浜キャンパスに 14 台、等々力キャンパスに 17 台を設置しており、学生は自由に利用することができる(資料 4-3)。

1-2. 施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

施設・設備等の維持及び管理については、建築基準法や消防法等の関係法令を遵守し、定期的に点検を実施している。また年に一度、本法人監査室による内部監査にて、施設・設備等の利用及び稼働状況の確認を行っており、必要に応じて改修や補修等に対処している。

安全及び衛生の確保については、全キャンパスでの衛生管理活動の円滑な推進を図ることを目的に衛生委員会を設置し、教育研究活動のための就業環境や衛生確保に努めている(資料 4-4)。また、研究や実験・実習等では薬品、材料や実験機器等を取り扱う場面が多い為、危険を伴う事がある。その為、「安全に関する知識や考え方」を学生および教職員に対して教育する事に努めている(資料 4-5)。

1-3. バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

「バリアフリー法」改正に伴い、ユニバーサルデザインの考え方を念頭においた学校施設のバリアフリー化に努めている。新棟建設においては、自動ドアや多目的トイレ、エレベータの設置等のバリアフリー化への対応を施し、既存建物においても一般のトイレの洗面台やブースには手摺の設置を一部個所に設け、洗浄便座、自動水栓の設置などを計画的に進めている。また、災害発生時には地域の防災拠点としての役割が求められることから、学校全体のバリアフリー化の推進に努めている。また、各フロアにはラウンジを配し、利用者快適性の向上に努めている。

1-4. 学生の自主的な学習を促進するための環境整備

3 キャンパスにそれぞれ学生の自主的な学習を促進するためのラーニング・コモンズを整備している(資料 4-6)。世田谷キャンパスでは図書館地階にラーニング・コモンズを設置している。2019 年に台風で被災し、その機能を停止していた時期はあったが、現在はほぼ復旧している。ラーニング・コモンズでは、授業期間中に世田谷キャンパス合同教務委員会の所管の下で「スタディ・サポート・デスク」を開設し、大学院生と学部上級生で組織する「ラーニング・サポーター」が、主に低学年の学生を対象とした学習支援を実施している。横浜キャンパスでは、2017 年度に図書館 1F をラーニング・コモンズに改修し、グループ学習エリア・学習相談コーナーを設置して学生のアクティブな学習活動を支援している。等々力キャンパスでは、skype を利用した英会話レッスンができるグローバルイングリッシュルームを設けている。

また、世田谷キャンパス 1 号館地階に「イングリッシュラウンジ」を設け、東京都市大学オーストラリアプログラム(TAP)に参加する学生に対するレッスンとチュートリアル、その時間帯以外では全学生がグループ学習や授業の予復習できる環境を整備してきた。2019 年の台風被災のため、一時的に利用できない状況であったが、復旧作業を機に環境整備を行った。2021 年 12 月竣工の新棟に新しい「イングリッシュラウンジ」を設置する計画があるため、現在は移行期間として、1 号館地階の多目的室と 3 階のラウンジを「イングリッシュラウンジ」とし、さらに 1 号館地階には自学自習スペースの拡大を行った。

2. 教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

2013 年に情報セキュリティポリシーを策定し、さらにコンテンツ倫理綱領、ソーシャルメディア利用ガイドラインを同年に策定している(資料 4-7)(資料 4-8)(資料 4-9)。それらに基づいて教職員、学生に対する情報倫理の確立に向けての活動を行っている。これらのポリシー等の周知、遵守については、毎年自己点検を全ての教職員、学生に課しており、実施率の上昇に向けた取り組みを続けている。また、情報セキュリティ監査委員会を設置しており、情報セキュリティポリシーの周知活動や遵守状況について監査し、改善について勧告を行っている(資料 4-10)。その勧告に基づき情報セキュリティポリシー及びその手順について改訂するというPDCA サイクルを確立している。

以上の通り、方針に沿った環境整備を進めており、学生および教員が学習、教育研究活動を十分に展開できるような施設、設備等の充実に努めている。また、情報セキュリティポリシー等による教職員、学生に対する情報倫理確立のための取り組みについても、PDCA サイクルを確立し実施している。

- 点検・評価項目③ ： 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。
- 責任主体(所管組織)： 図書館運営委員会

評価の視点	
1	○図書資料の整備と図書利用環境の整備
1-1	・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
1-2	・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
1-3	・学術情報へのアクセスに関する対応
1-4	・学生の学習に配慮した図書館利用環境(座席数、開館時間等)の整備
2	○図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

2019 年 10 月の台風 19 号による世田谷キャンパス所蔵資料約 83,000 冊の被災や 2022 年 4 月の等々力キャンパスの世田谷キャンパスへの移転にともなう書架の狭隘化を鑑み、3 キャンパス図書館とも、各専門分野に即した学術資料の収集は、電子ブック・電子ジャーナルを積極的に採用し(資料 4-11)(資料 4-12)、整備を図っている(資料 4-13)。

学術ネットワークについては、国立情報学研究所が提供する NACSIS-CAT、ILL に継続して加盟し、コンテンツの共有、資料の相互利用を行っている。

他図書館とのネットワークの整備は、世田谷 6 大学コンソーシアム図書館利用専門委員会、私工大懇話会図書館連絡会、横浜市内図書館コンソーシアムなどに継続して加盟しており、身分証・学生証の提示のみで加盟館の利用が可能であるため、積極的に活用している。加えて、台風被災による図書館休館期間(2019 年 10 月 13 日～2020 年 3 月 31 日)には、上記コンソーシアム以外にも、慶應義塾大学理工学メディアセンターや玉川大学より、本学学生・教職員の特別利用支援を受けた。

学術情報へのアクセスに関する対応は、台風被災以来「デジタルを駆使した非来館型サービス提供の拡充」を行っている。蔵書検索では、「目次・あらすじサービス」に加え、蔵書検索ではヒットしない資料も視覚的に確認できる「バーチャル図書館(仮想書架)システム」を導入し、来館せずとも、必要な資料を探すことができるよう、検索結果画面に内容詳細の表示と、検索でヒットした資料の前後の資料を眺められるサービスを提供している。また、既に導入しているディスカバリーサービスにはカスタマイズを施し、年々増え続ける電子資料等学術情報へのアクセスをより容易にしている。外国雑誌の価格上昇には依然苦慮しているが、2017 年 11 月から、研究推進部との連携により、教員を対象に学長裁量間接経費を充当して文献デリバリーサービスの無料利用を開始し、学外文献が迅速かつ簡便に入手できる体制を整え、2018 年 7 月には学生に対しても利用料金の無料化を実施し、双方合わせて 750 件弱の利用がある(資料 4-14)。さらに 2021 年 9 月より国立国会図書館が提供する図書館向けデジタル化資料送信サービスを導入した。

学生の学習に配慮した図書館利用環境(座席数、開館時間等)の整備は、開館時間については、学生の要望に応えて、2017 年 4 月から授業開始前にも利用できるよう平日(授業日)の開館時刻を繰り上げている。2018 年 8 月には、世田谷キャンパス図書館でノート PC の提供拡大(78 台増)とともにポイント使用のプリンターを設置し、予てからの学生の要望を実現したが、台風被災および新型コロナウイルス感染症の影響により、現在はポイント使用のプリンターのみ利用可能である。座席数は、台風被災以前においては 3 館とも学生数に比して 14%以上を備えていたが、現在は横浜キャンパ

ス・等々力キャンパスのみ学生数に比して15%を備えている。2022年4月の等々力キャンパス移転に伴い、世田谷キャンパスの座席数は対学生数11%になる予定であるが、新校舎に342席のラーニングスペースが配置される予定がある(資料 4-15)。これを踏まえて「図書館の物理的蔵書を使用する学修・研究は図書館」「電子資料やグループ学修のみの使用は図書館外のラーニングスペース」のように、切り分けた利用を促すとともに、さらなる「非来館型サービスの拡充」を推進している。

専門的な知識を有する者の配置については、課の専任職員5名中4名は司書有資格者である。また、閲覧業務を中心に業務委託を行っているが、スタッフの採用には司書有資格者を条件としている(資料 4-16)。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応は、①オンライン授業実施期間中の蔵書および文献無料配送サービスの実施、②電子資料の学外からのアクセス対応、③ホームページ上に「図書館電子リソースの利用ガイド」の特設ページの開設を行い、台風被災以来推進している非来館型サービス提供の拡張を行っている。

以上の通り、方針に沿った図書館利用環境整備を進めており、学生および教員が学習、教育研究活動を十分に展開できるような図書館施設の実現、電子ブック・電子ジャーナル等も積極的に採用するなど書籍等の充実に努めている。

- **点検・評価項目④ ： 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。**
- **責任主体(所管組織): 【A、C、D、E(RA に関すること)】研究委員会、【B】学長会議、【E(TA に関すること)】全学教務委員会**

評価の視点	
1	○研究活動を促進させるための条件の整備
1-1	・大学としての研究に対する基本的な考えの明示【A】
1-2	・研究費の適切な支給【B】
1-3	・外部資金獲得のための支援【C】
1-4	・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等【D】
1-5	・ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)等の教育研究活動を支援する体制【E】

・ 本学における研究に対する基本的な考えの明示

研究の役割は、先端的な研究開発を推進し持続可能な社会に貢献するとともに、得られた学術的研究成果を学部・大学院双方での専門教育に反映させ時代に即した高度な教育を提供、維持することに尽きる。また、研究は教育の高度化にとっての必須であり、こうした考え方を本学の教員像において明示するとともに、アクションプラン2030では、「研究レベルに裏付けられた大学院での人材育成」を掲げ、その中で「大学院教育では工学分野で特に技術が日々高度化している。基本的な教育とともに、論文指導に当たっては、重要な要素として指導教員の研究レベルがある。このことから教員の研究活動の活発化を促すことは大変重要な施策である。」と明示している。

研究に関する全学的な事柄は、全学委員会として設置している研究委員会(資料 4-18)において研究協議している。

・　研究費の適切な支給

学長会議において、研究費配分方針に基づく協議を経て配分額を決定し、予算を配分している。また、戦略的施策費を設け、計画的かつ重点的に強化すべき施策を実施している。

なお、本学では、各学部・学科教員の自発的な研究開発に加え、特色ある研究を大学組織として推進する目的で総合研究所を設置しており、研究力の強化を図るために、重点推進研究の制度を2009年に整備し、現在に至っている。重点推進研究のカテゴリは、各学部・学科の研究戦略に沿い提案される学部・学科指定研究と、学長ガバナンスにより大学組織として戦略的にプロジェクト化される学長指定研究に大別され、双方ともに大学より研究費を支給している。

・　外部資金の獲得のための支援

総合研究所に Research Administration Center(RAC)を設置した上で、産学官連携コーディネーター、研究推進アドバイザー、Research Administrator(URA)等専門スタッフを配置し、事務局外部資金課、産学官連携センター等と連携し、様々な外部研究資金獲得のための体制を構築し、支援を行っている。外部資金のうち公的研究費の獲得に向けては、外部資金課と RAC の共同での科研費の学内公募説明会(新型コロナウイルス感染症の影響により感染拡大防止の為、説明動画の配信)の開催(資料 4-19)やさらには2021年度には副学長補佐会と連携した科研費申請書執筆ワークショップを開催している(資料 4-20)。また、科研費、国プロ、研究助成金の応募にあたっては、採択に向けて審査にて評価を得る為の応募書類の完成度向上等を目指して RAC 所属の専門スタッフ(URA)による応募書類の査読を実施している。上述の公的研究費の獲得に向けての施策をはじめ各種施策等の実施により、獲得件数・金額は増加傾向にある(資料 4-21 ※各年度「文科省科研費」「競争的研究資金」欄参照)。

・　研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等

研究室の整備では、2018 年 3 月にアクションプラン 2030 の「キャンパスの教育環境向上プロジェクト」の事業の柱の一つである世田谷キャンパス新 6 号館が竣工した。新 6 号館は、エネルギー化学や自然科学等の教育研究を追求する研究実験棟として計画され、多様な教育研究に柔軟に対応できる設備インフラを有している。

研究室の面積については、特に世田谷キャンパスでは同一学科内の研究室が複数の建物に分散され、学部学科間における教員一人当たりの研究室面積に差が生じていた。そのため、キャンパス整備にあたり、学部学科の枠にとらわれない大空間の共用スペースの確保、時代の変化にフレキシブルに対応できる空間の提供、オープンラボ方式の導入等クリエィティブな教育・研究環境を目指し、2018 年 9 月に学部学科に配分する研究室面積に公平・公正な基準面積の提示をした。

また、研究基盤の整備に向けた「大型研究機器・設備」導入、共通的実験室の整備、既存実験室等の大規模改修工事等の申請(資料 4-22)を全学的に公募するなど、脆弱と言われる研究基盤、研究環境の整備も逐次行っている。

研究期間(時間)の確保については、クォーター制度の導入に伴い、クォーターにわたり集中した研究期間の確保が可能となりつつある。また、前述した重点推進研究制度では、代表研究者の授業負担や学内運営業務の軽減措置を学科に求めている(資料 4-23)。

研究専念期間の保障としては、「東京都市大学教員特別長期研修に関する規程」(資料 4-24)を定め、一定の継続勤務年数を有する教員に対して、専門分野に関する能力向上及び本学の教育研究成果の向上を目的とした長期研修制度を設けている。

・　ティーチング・アシスタント(TA)等の教育活動支援体制

本学では、武蔵工業大学時代から実践的な教育を行うために実験・実習・演習科目を数多く開設しており、手厚い教育を行うことを目的として、大学院学生をティーチング・アシスタント(TA)、学部学生をスチューデント・アシスタント(SA)として教育的補助業務において雇用している。特に、近年はコミュニケーション能力、課題発見・解決能力、論理的思考力等の能力育成を目的とした授業科目で TA・SA の配置を定着化させ、教員の教育活動を支援している。また、ラーニング・コモンズ等の自学自習施設では学習支援スタッフを組織・配置し、主に低学年学生向けに、授業時間割や開講科目を考慮した学習支援活動を行っている。TA・SA 及び学習支援業務に従事する学生に対しては、前期と後期開始時に制度の目的、役割及び業務内容等について説明会を開催し、担当教員等の指示の下で適切に業務に従事できるようにしている(資料 4-25)。

リサーチアシスタント(RA)等の研究活動支援体制について、本学においては教員が推進する研究活動の支援を行うリサーチアシスタント(RA)制度に加えて、研究助手制度を設けている(資料 4-26)。研究助手の任務は指導教授の指示に従い、研究及び教育の補助を行うものと定めている。本学大学院博士後期課程に在学する者から選考の上で嘱託として採用し、雇用期間は 1 か年以内、2 回を限度として更新が可能となっており、月手当を支給している。総合理工学研究科で 15 名、環境情報学研究科で 3 名を定員としており、2021 年 10 月現在は総合理工学研究科に 7 名、環境情報学研究科に 1 名が在籍している。定員に鑑みて採用者が少ないのは、科学技術振興機構の「次世代研究者挑戦的研究プログラム」に、本学の「アジア大洋州地域の発展をリードする次世代のグローバル研究者育成プログラム」が採択され、そのプロジェクトで研究奨励費等を受給する学生が、総合理工学研究で 6 名、環境情報学研究科で 1 名発生したためである。2022 年度からは、例年同様、定員に近い数で研究助手の採用を行う見込みとなっている。

以上の通り、教員が十分に研究活動に取り組めるよう、方針に沿った研究環境整備を進めている。

点検・評価項目⑤ ： 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。
責任主体(所管組織): 研究活動の不正防止推進委員会

評価の視点	
1	○研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み
1-1	・規程の整備
1-2	・教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供(コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施)
1-3	・研究倫理に関する学内審査機関の整備

「東京都市大学研究活動の不正行為の防止等に関する規程」(資料 4-27)及び「東京都市大学における公的研究費の管理・監査の実施基準」(資料 4-28)等関連規程を整備し、本学における研究倫理、研究活動の不正防止のための運営及び管理体制を構築している。

本学の教職員及び事務局職員に対する研究倫理(コンプライアンス)に対する理解、研究活動の不正行為及び防止法に対する理解を啓発するためのコンプライアンス教育として、研究活動の不正防止推進委員会から各部門の研究倫理教育責任者及びコンプライアンス推進責任者を通じて、部門構成員に対する研究倫理教育とコンプライアンス教育を実施している。

研究倫理教育については、APRIN(旧 CITI Japan)または JST 研究倫理用映像教材「THE LAB」により、研究者及び学生を対象に実施している。教員については、今年度の受講率は100%となっている。コンプライアンス教育については毎年度、公的研究費の運営・管理執行に関わる教職員、関連の事務局職員及び研究室の研究員や研究協力学生に受講を義務付けている。

その他、科学研究費助成事業(科研費)の採択者を対象として、科研費の不正使用防止の指導を含む科研費の使用説明会(新型コロナウイルス感染症の影響により感染拡大防止の為、説明動画の配信)を実施している。また、国家プロジェクトにおいては個別の使用面談を実施しており、本説明会・面談の中で、研究費の不正使用防止については繰り返し注意喚起を行っている。さらには、コンプライアンス教育・啓発活動実施計画に基づき公的研究費の不正使用防止の為、コンプライアンス教育及び理解度を把握する為のテストを実施しており、加えて 2021 年度からは定期的な啓発活動を実施している(資料 4-29)。

生命倫理に関する学内審査機関としては、全学レベルの委員会の1つとして動物実験生命倫理委員会(資料 4-30)、医学研究に対して研究計画の倫理上の審査を行うために医学研究倫理委員会(資料 4-31)を設置している。さらに、人を対象とする研究に関する研究計画等の倫理上の審査を行うために「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会(資料 4-32)を設置している。

以上の通り、方針に沿って、研究倫理、研究活動における不正防止のための規程、基準等を整備し、研究倫理教育やコンプライアンス教育等を実施し、さらに定期的な啓発活動を実施することで、不正な研究活動を防ぐことができるよう努めている。

- **点検・評価項目⑥ : 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・ 向上に向けた取り組みを行っているか。**
- **責任主体(所管組織): 上記の各所管組織**

評価の視点	
1	○適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価
2	○点検・評価結果に基づく改善・向上

施設、設備面については、施設委員会、情報基盤センター、図書館の各運営委員会、衛生委員会等の各所管組織がそれぞれの取り組みの適切性について検証を行い、改善あるいは発展方策を講じている。施設面では、施設整備を所管していた施設委員会について、2022 年 4 月より「キャンパス環境整備委員会」にリニューアルし、教育研究等環境の一層の改善に向けて見直しを行っている。研究面については、研究委員会において教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っており、併せて、研究委員会の下に専門委員会を設置し、事業ごとに点検、評価を行い、逐次見直しを行っている。外部研究資金に関しては、各年度における外部資金研究費の受け入れ状況、過去 10 年間における科研費の応募・採択状況、各年度における科研費の応募・交付状況及び競争的研究資金の受け入れ状況を基に、これらの採択に向けた新たな取り組みを検討している。

教育研究等環境に関する自己点検・評価では、各所管組織が自己点検・評価を行った後、総括的な点検・評価を全学内部質保証推進組織である大学評価室が行うこととしている。点検・評価の結果に基づく改善・向上については、最終評価を大学評価室の上位組織の学長会議で行い、決定された評価結果と検討所見を所管組織にフィードバックすることで改善・向上のための取り組みにつなげることとしている。

（2）長所・特色（この事項の目標として意図した成果を明らかにしたうえで、その成果があがっていることが確認できる根拠を示しながら具体的に記述すること）

- 「大型研究機器・設備」導入、共通的実験室の整備、既存実験室等の大規模改修工事事業を研究力の更なる向上と、高度な研究展開を目指して 2017 年度より全学に亘って展開をしている（年総額 1 億円規模(5,000 万円 1 件、2,500 万円 2 件程度)）。世田谷キャンパスの再開発にも伴い、2022 年度以降も継続して研究環境の整備に鋭意取り組み、研究環境の脆弱性を克服して行く予定である（尚、本事業は、文科省：私立大学等研究設備整備費等補助金(2/3 補助事業)にも申請を予定している）(資料 4-22)。
- 分野横断的な新規融合研究の戦略的な立案、体制整備が必要となっており、そのスタートアップ支援策等の新たな支援施策を行っている。具体的には、「研究委員会裁量費」を新たに設置し、研究委員会を中心として事業予算を確保し当該事業に充てることとした。

  学内における分野融合による新たな研究テーマの創出を目指し、分野間の研究交流の活発化と研究者のマッチング活動を推進する為、若手教員、着任間もない教員を招待し、2018 年 9 月に第 1 回の「東京都市大学イノベーションサロン」を開催し、2021 年 11 月に至る迄概ね年 4 回、計 13 回(37 名の登壇者)を数えるに至った(資料 4-33)。その成果として、今日に至る迄 2 件の「分野融合推進研究スタートアップ支援事業」が研究委員会において採択された。

  ・2019 年：「生体分子積層膜の形成過程解明及び膜形状制御の為の物理モデル構築」
  研究者：エネルギー化学科黒岩教授/機械システム工学科白鳥講師（支援金額 100 万円）
  ・2021 年：「スケーラブル・低消費電力・高信頼性ニューラルネットワークに向けたナノカーボンメモリに関する研究」
  研究者：教育開発機構河合教授/電気電子通信工学科三谷教授（同上金額 100 万円）

（3）問題点（改善を要すると判断した根拠を示しながら具体的に記述すること）

- LBGT 対応について、ダイバーシティ推進室と協働で検討を進めている。今後は既存建物も含めて多目的（誰でも）トイレ、女性用トイレの増設及び女性用トイレの仕様（パウダールーム化）の改善等検討も必要である。
- 既存建物のバリアフリー対応を強化していく必要がある。世田谷キャンパス一部新棟については、自動ドアや身障者用 EV 等バリアフリー対応が施されているが、キャンパス内既存建物においては十分な対応はできていない。日々の教育研究活動に支障があると判断した個所については、自動ドアやスロープの設置、通路部分の段差の解消等の対策を優先的に講じているが、順次既存建物のバリアフリー化の検討が必要である。

- 重点推進研究制度発足時、導入当初は、研究時間確保に向けた授業並びに学科運営業務の負担軽減策が不十分であったが、2019 年度より学科主任に「学科の研究戦略における研究テーマの位置づけ」や「重点推進研究期間中の授業・委員担当等の計画」について提出を求めて来ており、学科内でも意識が成就されてきており、課題は解決されてきている。
- オープンイノベーションの促進を目指す中で、企業との共同研究、受託研究を強力に進める Engineering Research Center の仕組みを本学にも導入・設置し、その中で大学院博士後期課程の大学院生を RA として育成していく必要がある。

(4)全体のまとめ

教育研究等環境については、「東京都市大学教育研究等環境の整備に関する方針」に則り、施設・設備と支援等の方策の両面から環境の整備に取り組んでいる。制度の運用や取り組みの過程においては関係法令等を遵守するとともに、必要となる体制を整備・構築した上で倫理教育や不正防止教育等も行っている。また、各所管組織がそれぞれ検証活動を行うことで、取り組みの適切性を担保し、改善策を講じている。

(5)根拠資料

4-1 大学基礎データ(統合版)表 1
4-2 ネットワーク構成図
4-3 PC・プリンター等
4-4 東京都市大学衛生委員会規程
4-5 実験・実習における安全の手引
4-6 ラーニング・コモンズ
https://www.tcu.ac.jp/facilities/facility1/learning-commons/
4-7 東京都市大学情報セキュリティポリシー
4-8 コンテンツ倫理綱領
4-9 ソーシャルメディア利用ガイドライン
4-10 令和 3 年度情報セキュリティ監査報告
4-11 図書館運営委員会議事録
4-12 図書館運営委員会資料電子ジャーナル選定資料-電子ジャーナル・データベース一覧
4-13 図書館 WEB サイト(データベース等一覧等)
https://library.tcu.ac.jp/?page_id=178
4-14 学外文献手配利用統計
4-15 学生閲覧室等の状況
4-16 運営と利用状況
4-17 大学基礎データ 表 8
4-18 東京都市大学研究委員会規程
4-19 科研費学内公募説明会(動画配信)開催案内
4-20 科研費申請書執筆ワークショップ開催案内

4-21　大学協議会資料（外部資金研究費受入状況）
4-22　研究基盤の整備に向けた「大型研究機器・設備」導入、共通的実験室の整備、既存実験等の大規模改修工事の採択結果、申請受付について
4-23　都市大広報 No.391　2021 年度「重点推進研究」の募集について
4-24　東京都市大学教員特別長期研修に関する規程
4-25　TA・SA・学習支援業務を担当されている学生のみなさんへ
4-26　東京都市大学大学院研究助手規程
4-27　東京都市大学研究活動の不正行為の防止等に関する規程
4-28　東京都市大学における公的研究費の管理・監査の実施基準
4-29　コンプライアンス教育・啓発活動実施計画・教材・テスト・ポスター等資料
4-30　東京都市大学動物実験規程
4-31　東京都市大学医学研究倫理審査規程
4-32　東京都市大学「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会規程
4-33　東京都市大学イノベーションサロン開催案内（登壇者研究情報含）

第 5 章　社会連携･社会貢献

(1)現状説明

- 点検･評価項目①　：　大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携･社会貢献に関する方針を明示しているか。
- 責任主体(所管組織)：産官学交流センター、地域連携･生涯学習推進室、国際センター

評価の視点	
1	○大学の理念･目的、各学部･研究科の目的等を踏まえた社会貢献･社会連携に関する方針の適切な明示

本学が理念としている「持続可能な社会発展をもたらすための人材育成と学術研究」に則り、大学の使命である教育、研究、及びそれらを通した社会貢献を実現するために、本学では「東京都市大学産学官連携ポリシー」(資料 5-1)、「東京都市大学地域連携基本方針」(資料 5-2)及び「東京都市大学国際化方針」(資料 5-3)を策定している。

「東京都市大学産学官連携ポリシー」は 2015 年度に策定し、以下のように 5 項目を設定し、教育と研究のすべての分野で得られた知の成果を社会に還元するとともに、教育と研究の社会的付加価値を高めるため、全学的に、かつ積極的に産学官連携に取り組むことを明示している。

東京都市大学産学官連携ポリシー

東京都市大学は「持続可能な社会発展をもたらすための人材育成と学術研究」を理念として掲げ、大学の使命である教育、研究、及びそれらを通した社会貢献を実現するために、以下の産学官連携ポリシーに基づき、教育と研究のすべての分野で得られた知の成果を社会に還元するとともに、教育と研究の社会的付加価値を高めるため、産学官連携に積極的に取り組みます。

1. 産業界等との共同研究･受託研究等を積極的に推進し、社会･経済の発展に寄与するとともに、本学の教育研究活動の基盤向上を図る。

2. 産学官連携により得られた研究成果を分かりやすく情報発信することにより、知識を広く社会に還元する。

3. 産学官連携により創出される研究成果は積極的に知的財産としての権利化を図り、その維持･管理･活用に努める。

4. 産学官連携活動を円滑かつ持続的に促進するための組織を置く。

5. 透明性の高い産学官連携活動を行い、社会に対する説明責任を果たす。

2015 年度に策定した「東京都市大学地域連携基本方針」は、専門的実践教育と研究の実績を踏まえ、その成果を広く社会へ還元し、地域社会の教育力向上や生涯学習の機会創出など、社会に貢献することを目的とした地域社会との積極的な連携を明示している。2021 年度には、さらに大学における地域貢献の役割を明確にし、より地域社会との信頼関係および支援体制の強化と教職員ならびに学生の社会貢献活動の活性化を推進するため、全面的な見直しを図り、以下のように改定した。

東京都市大学地域連携基本方針

東京都市大学は、永年の専門的実践教育と研究の実績をふまえ、その成果を広く社会へ還元し、地域社会との信頼関係づくりと連携活動を推進することで、問題解決に貢献する。このため、地域連携の分野では、教職員による社会貢献活動の一層の活性化と学生主体の社会貢献活動を推進するための支援体制の強化を目指し、以下の基本方針を定める。

1. 教育・研究成果の社会への還元
公開講座や講演会等、本学の教育・研究を活かした生涯学習の機会をつくり、あらゆる世代に学びを提供する。
特に子どもたちに大学での学習内容を体験してもらうことで、科学全般に対する好奇心を育てる。

2. 社会の諸機関や地域と連携した活動の推進
地域社会の活性化、課題解決、地域文化の継承・振興を目指し、各自治体、諸機関と連携した活動を行う。
特に地域連携に係る受託事業（本学が学外機関から委託を受けて、特定の事業課題について担当者が行う調査事業等）の推進と諸機関と連携した教育、文化・芸術、スポーツ、産業・経済等の活動や地域の課題解決、活性化に本学の知見を活かして、貢献することにより、地域社会での発展に寄与できるよう努める。

3. 学生の地域活動支援
主体的に学び、社会に貢献する学生を育てる場として、社会貢献活動への参加を支援し、そのための環境整備に努める。

4. 地域連携に係る大学間連携の強化
地域社会に係る大学の役割等について、他大学との情報交換をはじめとした連携を行うとともに、イベント共同開催等の地域交流を展開する。

「東京都市大学国際化方針」は、2020 年に策定し、本学が理念としている「持続可能な社会発展をもたらすための人材育成と学術研究」に則り、新しい時代の社会の要請に応える国際標準の大学へと更なる進化を目指し、国際化を積極的に推進することを目的としたものであり、そのための重点施策を明示している。

東京都市大学の国際化方針

東京都市大学(以下、「本学」という。) は、「持続可能な社会発展をもたらすための人材育成と学術研究」を理念とし、「新しい時代の社会の要請に応える国際標準の大学へと更なる進化」を目指し、国際化を積極的に推進する。

本学は、以下の重点施策を通じて、国際的な教育・研究環境を実現し、「高い教養の上にコミュニケーション能力、実践的な専門力を有し、国際的に活躍できる人材(以下、「グローバル人材」※1)を育成し、社会に貢献すること」を目的として、国際化に取り組むこととする。

1. 海外留学プログラムによる国際的流動性の向上

本学は、学部 1・2 年生から博士課程に至る全在学生を対象に、到達レベルや目標を系統的に示した海外留学プログラムを用意し、グローバル人材への段階的成長を企図した「東京都市大学グローバル人材育成プラン」※2 をもとに、各学部において、海外留学※3 の参加者数の目標値を在学生の 50%以上に設定し、各プログラムへの積極的な参加を促進し在学生の国際的な流動性を高める。

2. グローバル人材育成に向けての革新的・先進的な教育課程の提供

本学は、グローバル人材育成目標を掲げ、それを実現する教育課程の改革を図る。各学部において国際通用性を確保した教育課程を実現するとともに、卒業時 TOEIC650 点を目標とした在学生の英語力強化と、それを実現するカリキュラムへの改革を進める。

3. 国際交流、留学生受入を実現する環境整備

本学は、キャンパスの国際化、様々な国際交流及び留学生受入を実現する環境整備を進める。特に、英語による教養科目・専門科目の開講を含め、海外からの留学生の受入態勢整備、入試制度及びカリキュラム改革並びに国際化に対応したキャンパスインフラ整備を行う。

4. 国際的に卓越した教育・研究の推進

本学は、教育・研究力の国際的評価向上に努め、研究成果の国際発信や国際的な研究交流を積極的に推進する。また、教員・研究者・スタッフの海外派遣及び海外からの受入を積極的に進める。

※1 グローバル人材

本学は、育成すべき人材像として、「高い教養の上にコミュニケーション能力、実践的な専門力を有し、国際的に活躍できる人材」を掲げる。本学は、本国際化方針を通して、以下の能力を有するグローバル人材を育成することを目指す。

① 国際的な教養や視野を持ち、多様性を受け入れ、かつ、多種多様な背景を持った人たちと協働することができる人材

② 専門領域を軸にし、専門用語を英語で使いこなすことができ、かつ、コミュニケーション能力を有する人材

③ 国際社会でリーダーシップを発揮し、批判的に考え、かつ、自発的に問題解決を図ることができる人材

※2 東京都市大学グローバル人材育成プラン

本学は、グローバル人材育成の導入として、1・2 年次における「東京都市大学オーストラリアプログラム(TAP)」、全学年を対象とする「デラサール大学短期英語研修」及び「毎日学べる英会話」等による基礎的な英語コミュニケーション能力を養成するプログラムを用意している。次に、外国人教員による教養・基礎・専門科目講義を、さらに上位のプログラムとして、海外インターンシップ、「カンタベリー大学留学プログラム(TUCP)」及びアジア・大洋州 5 大学連合の留学プログラム(AOFUA プログラム)を用意することで、グローバル人材への段階的な成長を図る。

※3 海外留学

本学は、海外留学を、「一定期間(約 1 か月)以上、海外に滞在し、海外大学等の単位付与を伴う学修活動、海外の教育機関、公的機関又は民間企業等で本学が主催する海外インターンシップ若しくは本学の各学部又は学科が主催する海外研修等であって、本学で単位認定される活動」と定義する。

以上の通り、これらのポリシー・方針については、それぞれ産官学連携、地域連携、国際交流に関して定めており、理念・目的や地域社会等のニーズ等踏まえ、適切に設定されている。なお、上記の方針については、Web 規程集で随時閲覧でき、学内で共有している。また、学外に対しても本学ホームページ(各種方針及び研究・産学連携及び国際交流のページ)で公開している。

- **点検・評価項目② ： 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。**
- **責任主体(所管組織): 産官学交流センター、地域連携・生涯学習推進室、国際センター**

評価の視点	
1	○学外組織との適切な連携体制
2	○社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進
3	○地域交流、国際交流事業への参加

・ 学外組織との適切な連携体制

産業界との連携については、産官学交流センターが所管組織となり、産学官連携ポリシーに則り、企業が抱える課題等を本学の研究能力や知見を活用し解決を図るため、企業との橋渡しを行う東京商工会議所や川崎市産業振興財団、横浜企業支援財団などの各自治体等の産学連携支援機関やアンサーゲートの活用促進(企業向け大学研究シーズの総合プラットフォーム)などとの連携体制を構築している。これらの連携を通じて優れた研究成果を創出し、得られた研究成果を社会に還元することで社会貢献を広範に展開している。

地域との連携については、地域連携・生涯学習推進室が所管組織となり、「地域連携基本方針」に則って活動している。本学が所在する世田谷区および横浜市都筑区とは、連携・協力に関する包括協定を締結し、様々な分野において、人的交流、知的・物的資源の相互活用を図り、地域社会の持続的発展に資することを目的とした連携体制をとっている(資料 5-4)。この連携体制の下で地域社会のニーズの把握を行うとともに、それを地域連携活動に反映させている。

また、2019 年度より、工学院大学、芝浦工業大学、東京電機大学と 4 理工系大学地域連携推進連絡会を立ち上げ、幹事校を持ち回りとし、定期的に情報の交換会を実施している。

国際交流における学外機関との連携については、国際センターが所管組織となり、「国際化方針」に則り活動している。本学が所在する世田谷区において、世田谷役所及び区内5大学と「世田谷 6 大学国際交流担当者会議」を構成し連携体制を整えている。東京都市大学オーストラリアプログラム(TAP)の運営に際しては、外務省大洋州課、駐日オーストラリア大使館、西オーストラリア州政府(東京事務所を含む)及び在パース日本国総領事館とも連携体制を築いている(資料 5-5)。同様に、東京都市大学とカンタベリー大学との留学プログラム(TUCP)の運営に際しては、ニュージーランド大使館及び在クライストチャーチ領事事務所とも連携体制を築いている。

・ **社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進**

本学では、2018 年 4 月に総合研究所に研究推進アドミニストレーションセンター(RAC)を開設し、産業界等との連携や学内の研究支援体制の強化を図っている。同センターには産学官連携コーディネーター、リサーチアドミニストレーター、研究推進アドバイザー各 1 名の専門人材を配置しており、産官学交流センターが RAC と連携の上、社会連携・社会貢献に関する教育研究活動を推進している。

地域連携の取組では、自治体及び市民団体や地域との連携を取りながら、様々な共同事業、コンテンツを展開し、本学の資源、技術等を社会に有効に還元している。特に、未来を担う子どもたちの科学的思考やものづくりへの意欲を育てるための取組に注力しており、2002 年度から毎年夏休みに実施している科学体験教室は、例年 1500 名を超える来場者数があり、本学の子ども向け夏の行事として定着している。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、2020 年度は休止、2021 年度はオンラインで実施した。また、代替企画として、2020 年度より、子ども向け科学体験教室の動画を制作し、2021 年 11 月現在 8 本公開しており、合計で再生回数は 2,600 回を超えている。また、2015 年 6 月に開設した「東京都市大学二子玉川夢キャンパス」(資料 5-6)も新たな地域連携活動の拠点としつつ、本学の教育研究に特化した内容の講座を実施し、生涯学習機関として社会貢献を果たしている。

本学では、2006 年度に等々力キャンパスに子育て支援センター「ぴっぴ」を開設している(資料 5-7)。同センターは、人間科学部の学生が直接親子と触れ合い、実践力を高める「生きた」学びの場と同時に、1日平均 100 名の親子が利用して地域に根付くとともに、卒業研究のテーマにもなるなど、本学学生の教育に及ぼす効果も大きい。

世田谷区との連携事業では、2016 年度から「等々力渓谷清流化プロジェクト」を開始している。また、2018 年度から 2021 年度まで乳幼児を対象とした文化・芸術プロジェクト事業を進め、子どもの発達段階で重要な「触覚」と関わりの深い「粘土」を通じて、研究例の少ない「立体造形」の視点からプロジェクトに取り組む計画としている。横浜市都筑区との連携事業では、2003 年度から地域連携調査研究発表会を実施し、卒業研究のテーマとして、地域課題に取り組んでいる。

なお、2017 年 10 月には、地域コミュニティの再生・活性化等、教育研究の向上又は社会への貢献に資するものに該当する受託事業の取り扱いについて定めた「東京都市大学地域連携に係る受託事業取扱規程」(資料 5-8)を制定している。

地域交流では、地元小学校へのワークショップを開催、地元商店街(尾山台商栄会商店街振興組合)フェスティバルへの参画(科学実験に関するワークショップ)、自治体、外部団体から出展要請

のあったイベントに参画している。2017 年には、地元住民、小学校、商店街、大学が垣根を越えた活動を行っている「おやまちプロジェクト」が開始された(資料 5-9)。

国際交流事業については、都筑区との連携事業である「都市大留学生カフェ」を開催している。この事業は 2016 年度より開始し、その後 2017 年度に横浜市都筑区と覚書を締結して留学生が母国の暮らしや文化を発信することで、地域コミュニティの活性化や多文化を知り、触れる機会を創出している。また、2018 年度には、世田谷区主催の「せたがや国際メッセ」にてワークショップと他大学の留学生と共にステージイベントを実施し、2019 年度は、地域住民と英会話を通じたコミュニケーションを図る取組に参画している。

加えて、オーストラリア連邦政府補助金(ニューコロンボプラン)採択により、エディスコーワン大学(西豪州パース)他から留学生を受け入れた。2 週間の滞在期間中、1週目は本学生との交流を行い、2 週目は、東急グループを中心に企業インターンシップに参加した。本学は、ニューコロンボプランによる豪州からの留学生を受け入れている日本では数少ない大学であり、東京都市大学オーストラリアプログラム(TAP)と共に、日豪の学生交流の活性化に多大なる貢献をしている。これまでの実績は以下のとおり。2015 年 5 月ウーロンゴン大学(豪)より 15 名、2016 年 10 月エディスコーワン大学より 10 名、2017 年 6 月エディスコーワン大学より 11 名、2017 年 10 月エディスコーワン大学より 6 名、2018 年 6 月エディスコーワン大学より 14 名、2019 年 7 月エディスコーワン大学より 12 名、2019 年 7 月エディスコーワン大学より 15 名の合計 83 名を受け入れた。

なお、これまで記載した学外組織との交流や、社会連携・社会貢献に関する活動については、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、2020 年度、2021 年度は中止となっている事業が多いが、2022 年は新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みつつ、実施に向けて、検討・準備を行っていく予定である。

- **点検・評価項目③ ： 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**
- **責任主体(所管組織): 上記の各所管組織**

評価の視点	
1	○適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価
2	○点検・評価結果に基づく改善・向上

産官学交流センターでは、産学官連携ポリシーに則り、「産官学交流センター活動計画及び活動報告」(資料 5-10)(資料 5-11)、「東京都市大学の産学連携に関する活動目標・計画及び実績」(資料 5-12)(資料 5-13)を年 1 回、産官学交流センター運営委員会並びに研究委員会に諮り、年間取組の点検・評価を行うことで、その結果に基づく活動内容の見直し等を図り、企業等との連携を通じた優れた研究成果の創出、得られた研究成果を社会に還元するための積極的な取組を実施している。

地域連携及び地域貢献活動に関しては、地域連携・生涯学習推進室において、地域連携基本方針に則り策定した年間スケジュールや活動内容を基にして取組の点検・評価を行っている。また、自治体(世田谷区・都筑区)における外部有識者による評価・意見を踏まえ、連携活動の見直し、改善を図っている(資料 5-14)(資料 5-15)。

国際交流については、本学における全学委員会の一つである国際委員会にて、国際化方針に則った活動計画及び活動報告を適時行っている。あわせて、国際委員会の活動とアクションプラン2030(グローバル)の事業計画は連携しており、アクションプラン事業計画案や予算策定は国際委員会の審議事項として扱い、年間の活動の振り返りも行っている(資料 5-16)。

社会連携・社会貢献に関する自己点検・評価では、各所管組織が自己点検・評価を行った後、総括的な点検・評価を全学内部質保証推進組織である大学評価室が行うこととしている。点検・評価の結果に基づく改善・向上については、最終評価を大学評価室の上位組織の学長会議で行い、決定された評価結果と検討所見を所管組織にフィードバックすることで改善・向上のための取り組みにつなげることとしている。

(2)長所・特色(この事項の目標として意図した成果を明らかにしたうえで、その成果があがっていることが確認できる根拠を示しながら具体的に記述すること)

- 文部科学省が産学連携等施策の企画・立案に反映させることを目的として行う、大学等における産学連携等の実施状況調査の結果である「令和元年度 大学等における産学連携等実施状況について」(2021 年1月29日公表)において、本学は民間企業からの受託研究実施件数が全国 11 位となっている。
- 文部科学省と経済産業省が産学官連携活動に関する大学の取組を企業に対して紹介するための「大学ファクトブック2021」(2021 年9月2日公表)において、共同研究費受入額(私立大学)で8位となっている。
- 産官学交流センターと RAC との協働によって、国内最大級の産学マッチングイベントである「イノベーションジャパン」への積極的な出展申請を行い、審査の結果、3件の研究シーズが採択された(資料 5-17)。
- 二子玉川夢キャンパスでの活動について、2015 年度からの6年間でのイベント数は約 1700 件、総来場者数は約 95,000 名に達しており、本学地域連携・地域貢献活動の活性化に寄与している(資料 5-18)。
- 本学が独自に開発した東京都市大学オーストラリアプログラム(TAP)は、2015 年度入学生を対象に開始した。その後、毎年参加者を募集している。2015 年度 201 名、2016 年度 228 名、2017 年度 254 名、2018 年度 264 名、2019 年度 267 名、2020 年度 238 名、2021 年度 268 名の参加実績があった。このプログラムは、本邦外務省やオーストラリア連邦政府にも認知されている両国の教育交流を促進するグッドプラクティスとして評価されている。

(3)問題点(改善を要すると判断した根拠を示しながら具体的に記述すること)

- 産学連携活動の促進が図られてきており、また企業等との受託研究・共同研究の受け入れ件数及び金額も増加してきているが、産学連携活動に参画する教員が一部に限られ、学部や学科さらに教員の偏りがある為、大学全体を見据えた戦略的な産学連携の推進が必要である。
- 地域連携・地域貢献に関わる取組について、個別の実施結果に基づく点検・評価は実施しているが、多岐にわたる取組を総括的に点検・評価を行い、方針に基づく検証活動を強化していく必要がある。

- 東京都市大学オーストラリアプログラム(TAP)の登録人数は年々増加していたが、2020 年 1 月からの新型コロナウイルス感染症の影響により辞退者が増加した。また、2020 年 3 月に留学中の学生が緊急帰国して以来、2021 年 12 月の時点まで、学生の海外派遣を見合わせている。同様にアジアオセアニア 5 大学連合(AOFUA)における交換留学制度、ダブルディグリー制度、サマーキャンププログラムも実施を見合わせている。現在は新型コロナウイルス感染症の影響により国際交流が滞っているが、早期に、新型コロナウイルス感染症の収束とプログラム等を再開できることを期待している。

(4)全体のまとめ

本学では、理念並びに創立以来の専門的実践教育と研究の実績を踏まえ、その成果を広く社会へ還元することを目的として「東京都市大学産学官連携ポリシー」、「東京都市大学地域連携基本方針」及び「東京都市大学国際化方針」を策定し、積極的に社会連携・社会貢献に取り組むことを明示している。また、両方針は規程集及びホームページにおいて学内構成員で共有されるとともに、学外に公表している。

本学における社会連携・社会貢献活動は、これらの方針に沿って、産学官連携、地域連携及び国際交流を基軸としながら推進している。産学官連携では産業界等との共同研究・受託研究、技術移転による実用化への積極的な支援等、地域連携では、科学体験教室に代表される未来を担う子どもたちの科学的思考やものづくりへの探求心を育てるための取り組み、等々力キャンパス「ぴっぴ」における活動、本学が所在する地方自治体と連携に基づく事業、国際交流では海外政府、大使館等との連携、TAP や TUCP などの留学制度、AOFUA などの複数海外協定大学との交流、東急グループ奨学生、JICA 研修員、国費留学生など、優秀な外国人留学生の受入れ、国際寮の設置等による国際交流の場の拡充など、各活動を積極的に推進している。

社会連携・社会貢献活動の適切性については、各所管組織が毎年度に点検・評価を実施しており、その結果に基づく次年度の活動に対する改善・向上の仕組みを整えている。

(5)根拠資料

5-1 東京都市大学産学官連携ポリシー
https://www.tcu.ac.jp/guidance/policies/

5-2 東京都市大学地域連携基本方針
https://www.tcu.ac.jp/guidance/policies/

5-3 東京都市大学国際化方針
https://www.tcu.ac.jp/guidance/policies/

5-4 地域連携・生涯学習推進室ホームページ(自治体・行政との連携)
http://www.chiiki.tcu.ac.jp/cooperation

5-5 プレリリース「リチャード・コート 駐日オーストラリア大使へ名誉博士号を授与 授与式および記念講演会を開催」「東京都市大学オーストラリアプログラム(略称:TAP)」概要」
https://www.tcu.ac.jp/news/newsrelease/20200831-32058/

5-6 東京都市大学二子玉川夢キャンパス
https://yumecampus.tcu.ac.jp/

5-7　子育て支援センター(ぴっぴ)ホームページ
https://www.tcu.ac.jp/facilities/facility1/pippi/
5-8　東京都市大学地域連携に係る受託事業取扱規程
5-9　おやまちプロジェクト取組事例
5-10　産官学交流センター活動計画
5-11　産官学交流センター活動報告
5-12　東京都市大学の産学連携に関する活動目標・計画・実績
5-13　東京都市大学の産学連携に関する活動目標・計画
5-14　地域連携・生涯学習推進室会議資料/令和 3 年度取組内容
5-15　地域連携・生涯学習推進室会議議事概要
5-16　国際委員会議事録
5-17　産官学交流センターホームページ(出展報告)
https://www.csac.tcu.ac.jp/news/2021/2021-0924-1504-12.html
5-18　二子玉川夢キャンパス　プレゼンテーション用資料

第 6 章　大学運営・財務（大学運営）

（1）現状説明

- 点検・評価項目①　：　大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。
- 責任主体（所管組織）：　学長会議、大学戦略室

評価の視点	
1	○大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示
2	○学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関して、「東京都市大学大学運営に関する方針」として策定し、明示している。

東京都市大学大学運営に関する方針

東京都市大学は、理念・目的及び中長期計画の実現に向けて、以下のとおり大学運営に関する方針を定める。

1．中長期計画に基づく大学改革の推進

大学の持続的発展に向けた中長期的な計画を策定し、学内構成員による一体的な大学改革を迅速かつ適切に推進する。

2．大学のガバナンス強化

学内の責任の所在と手続き等を明確にし、学長のリーダーシップの下で迅速な意思決定及び適切な権限執行を行い、教育研究等の機能を最大化するためのガバナンス体制を確立・強化する。

3．時代の変化に対応した大学運営

教職協働によって、継続的に大学運営の効率化を図る。また、大学運営を支えるマネジメント力及び専門知識を有する人材の育成・確保・配置を行う。

4．収支に立脚した財務基盤の確立

教育研究活動の遂行と財政確保の両立のため、経常収支のバランスを考慮するとともに運営財源の多角化を図り、大学の持続的発展に不可欠となる健全な財務基盤を確立する。

本内容は、従前に本学が大学運営の方針としていた中長期計画（アクションプラン 2030）「大学運営向上プロジェクト」の指針に原点がある。この指針では、アクションプラン 2030 の目的を「現状分

析で明らかになった都市大の問題点を克服して「ビジョン」の実現を目指す点にある」とした上で、大学運営では「その実現を可能にするための①PDCA サイクルを有する計画推進組織を設置し、②計画推進のためにガバナンスを強化することに取り組むこととした。同時に、③文部科学省の施策に見られる時代の変化に対応できる学内運営組織(事務組織、学内委員会)を構築し、④大学の長期発展に不可欠な財務基盤の確立を目指すこととした。」と示している。また、これに則って、「中長期計画に基づく PDCA サイクルの確立と評価」「大学のガバナンス強化」「時代の変化に対応した大学運営組織」「収支に立脚した財務基盤の確立」の 4 つの事業計画並びにこれらに対応する施策を設定しており、それらの内容を踏まえて、2021 年 3 月に「東京都市大学大学運営に関する方針」として策定した。以上のことから、これまでの取り組みと連動した内容となっており、適正な大学運営を図るための方針となっていると考えている。

なお、この方針は、方針や規程等は、Web 規程集で学内教職員が随時確認できるようにしている。また、学外に対してはホームページ(資料 6-1-1)でも公開している。

- **点検・評価項目② ： 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。**
- **責任主体(所管組織): 学長会議**

評価の視点	
1	○適切な大学運営のための組織の整備
1-1	・学長の選任方法と権限の明示
1-2	・役職者の選任方法と権限の明示
1-3	・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
1-4	・教授会の役割の明確化
1-5	・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
1-6	・教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任の明確化
1-7	・学生、教職員からの意見への対応
2	○適切な危機管理対策の実施

「大学運営に関する方針」に則り、大学運営に関して学内組織が常に最適な編成となるよう努めている。また、本学における意思決定、権限執行等は規程に従って行っている。

・ 学長の選任方法と権限の明示

学長の選任方法は、「東京都市大学学長に関する規程」(資料 6-1-2)及び「東京都市大学学長選出に関する細則」(資料 6-1-3)に定めている。同規程第 4 条では選出手続を「学長は、学長候補者推薦委員会(以下「推薦委員会」と称する)において推薦された候補者の中から、理事会がこれを選定し、理事長がこれを任命する。」とし、これを明示している。学長の権限と役割は、「学校法人五島育英会寄附行為施行細則」第 8 条(資料 6-1-4)に「本法人の設置する各学校の学長、校長及び園長は、運営に関する基本方針に基づき当該学校の校務を掌り、所属職員を統督する。」旨を定めている。さらに「東京都市大学学長に関する規程」第 2 条で学長の職務を「本学の学務を掌り、その所属職員を統督する。」と規定し、明示している。

・　役職者の選任方法と権限の明示

学長は、理事長への具申及び理事長の任命を経て、「副学長」を置くことができる。「東京都市大学副学長に関する規程」第 2 条(資料 6-1-5)では、副学長の役割と権限を「学長を助け、命を受けて校務をつかさどり、学長に事故あるときはその職務を代行する」と規定し、学長の命により権限を委譲できる体制としている。

学部長及び共通教育部長の選任方法は、「東京都市大学学部長等に関する規程」(資料 6-1-6)に規定している。学部長は、「当該学部教授会が推薦する 2 名または 3 名の学部長推薦候補者のうちから、学長がこれを選出」、共通教育部長にあっては「共通教育部長候補者は、共通教育部会議が推薦する 2 名または 3 名の共通教育部長推薦候補者のうちから、学長がこれを選出」し、「学部長等候補者が決定したときは、学長が理事長に具申し、理事長がこれを任命する」と規定している。研究科長の選任方法は、「東京都市大学大学院研究科長に関する規程」(資料 6-1-7)に規定している。「研究科長候補者は、当該研究科委員会が推薦する 2 名または 3 名の研究科長推薦候補者のうちから、学長がこれを選出」し、「研究科長候補者が決定したときは、学長が理事長に具申し、理事長がこれを任命する」と定めている。その権限については、それぞれ当該機関の校務を掌り、所属職員を統督することを規定し、それを明示している。

・　学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備

2017 年 9 月に、「学長の円滑な意思決定に資するため、本学の運営に関する重要事項を審議する」ための機関として学長会議を設置している。同会議は、学長を議長とし、副学長、事務局長及び学長が指名する者で構成し、学長の円滑な意思決定を支えている(資料 6-1-8)。

大学全体としての機関決定は、「東京都市大学学則」第 12 条(資料 6-1-9)に従って、「大学協議会」で行う。大学協議会は、学長の求めに応じ、本学の運営に関する重要事項、教学的な重要事項及び複数の学部等に関わる事項で当該学部教授会あるいは当該研究科委員会の間で調整が困難である事項を審議している(資料 6-1-10)。なお、大学協議会は、学長を議長とし、副学長、学部長、共通教育部長、研究科長、事務局長及び部長職等で構成している。

この体制に加えて、「本学全体として取り組むべき事項を効率的かつ効果的に実施する」ことを目的として、「東京都市大学の全学に係わる委員会の設置に関する規程」(資料 6-1-11)に基づいて常設の全学委員会(教務、研究、国際、施設、キャリア、学生部、リスク管理)を置いている。全学委員会では、全学あるいは複数の学部等に共通する専門的事項で、各学部独自では解決できないことや、大学協議会や学長から諮問された事項を取り扱っている。全学委員会の委員長は、学部長の意見を参考に、学長会議に諮り、学長が任命しており、全学的に学長による意思決定とそれに基づく執行等を可能とする体制を整備している。

・　教授会の役割の明確化、学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化

「東京都市大学学則」第 13 条に則り、各学部に教授会を置いている。大学院研究科では「東京都市大学大学院学則」第 9 条(資料 6-1-12)に則り、総合理工学研究科、環境情報学研究科にそれぞれ研究科委員会を置いている。各教授会及び研究科委員会の役割と権限は、それぞれ学則において、学長が決定を行う一部事項について、審議し、意見を述べるほか、当該学部・研究科の教育研究に関する事項について審議し、学長及び学部長・研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる旨を定めており、双方の役割と関係を明確にしている。

・　**教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任の明確化**

本学は、学校法人五島育英会の設置校であり、理事会を最高意思決定機関としている。予算・借入金及び基本財産の処分、事業計画、予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄、寄付行為の変更、合併その他この法人の業務に関する重要事項については評議員会の諮問を受けている(資料 6-1-13)。そのうえで、「寄附行為施行細則」第 8 条では、「本法人の設置する各学校の学長、校長及び園長は、運営に関する基本方針に基づき当該学校の校務を掌り、所属職員を統督する。」ことを規定しており、教学組織と法人組織の権限と責任を明確にしている。

・　**学生、教職員からの意見への対応**

学生からの意見への対応としては、毎年度、全てのキャンパスで「学生と大学との懇談会」を開催し、大学執行部をはじめとする関係教職員が出席して、学生からの意見等を幅広く聴いている。寄せられた意見等の中で対応すべき事案は改善等を図り、その結果を学生にフィードバックしている。教職員に関しては、大学協議会、主任教授等会議を通じて各組織からの意見を聴取しているほか、毎年 9 月には全学 FD・SD フォーラムのプログラムの一部を「全学教職員意見交換会」とし、タイムリーなテーマを設けて意見を聴き、教職員が共有する機会を設けている。

・　**適切な危機管理対策の実施**

本学では、それぞれの所管部署が関連規程等に従って危機管理対策を講じている。コンプライアンス意識の徹底では「東京都市大学行動規範」(資料 6-1-14)を制定し、構成員に周知の上、Web 規程集での常時閲覧を可能としている。個人情報の取り扱いは「個人情報保護方針」(資料 6-1-15)「個人情報の保護に関する規程」(資料 6-1-16)、ハラスメントの防止は「東京都市大学ハラスメントの防止等に関する規程」(資料 6-1-17)、また、法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為が現に生じ、又はまさに生じようとしている場合の早期発見及びその是正を図るために必要な対策として「公益通報等に関する規程」(資料 6-1-18)に基づく体制を整備し、公益通報等の連絡先を学校法人五島育英会ホームページで公開している(資料 6-1-19)。

以上のことから、制定されている各規程は権限・役割、意思決定のプロセスを明確にし、適正な大学運営を担保するとともに、規程に基づく適正な運用が図られていると考えている。

- **点検・評価項目③　：　予算編成及び予算執行を適切に行っているか。**
- **責任主体(所管組織)：　学長会議、事務局総務部財務課**

評価の視点	
1	○予算執行プロセスの明確性及び透明性
1-1	・内部統制等
1-2	・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

本学の予算編成は、毎年 11 月に理事長より通達される予算編成方針に基づいて行われる。予算編成方針は、別途策定している事業計画に基づき法人設置各学校の収支見込みなどを総合的に検証しながら策定されるもので、学校法人全体のバランスを勘案した上で、各学校が編成目標とす

べき事項が示されるものである。学内で予算作成を所管する財務課では、予算編成目標や方針、編成上の注意事項をまとめた冊子を作成し、事務局内の会議体で説明の上、予算作成の依頼を行い、事務局の各部署と協議を重ねながら、予算編成方針に基づいた計画を立案する。予算案は学長会議での審議並びに承認を経て法人本部へ予算原案として提出する。提出後、専務理事、常務理事、法人本部長、財務部長などが出席する法人本部との予算折衝を経て、その予算案は法人本部の常務会、最終的には評議員会の意見を聴いたうえで理事会の審議を諮り、承認されるフローとなる。

内部統制として、本学の経理ルールでは、学校法人会計基準に基づいて法人傘下校共通の規程として定められている「経理規程」(資料 6-1-20)及び「経理事務実施要領」(資料 6-1-21)が基盤となる。さらに、大学ではこれらのルールに基づき、「予算執行 GUIDE」を教員用、事務局用それぞれ作成、配布し統一された明確なルールに基づく処理に努めている。また、2021 年度より教員には経費精算用コーポレートカードを導入し、教員立替金の削減を通し、予算執行の透明性を高めている。各業務の執行については、これらの明確な規程・要領などによって、事務局の検査を通過した執行伝票のみが法人本部へ回付される。本法人では、資金の集中管理により、大学には小口現金相当の資金しか置かず、法人本部の決裁なしでは小口現金を除く現預金の払い出しは出来ない仕組みとし、リスク管理の徹底に努めている。

予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定については、毎年財務課が主体となり、報告をまとめている。この報告は、例年 5 月に学長会議での検証を経たうえで、法人本部において決算検証会議として検証が行われる。また、11 月には中長期事業計画協議会として、当期の見込みとともに将来計画をまとめた長期事業計画の執行状況の検証、報告を行うことで透明性も確保している。これらの会議には法人本部からは理事長をはじめ専務理事、常務理事、財務部長などが、大学からは学長をはじめ事務局長などが出席する会議で、大学の運営戦略を検討・共有する場となっている。

- **点検・評価項目④ ： 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。**
- **責任主体(所管組織)： 事務局**

評価の視点	
1	○大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置
1-1	・職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
1-2	・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
1-3	・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係(教職協働)
1-4	・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

職員の採用については、「法人本部就業規則」第 3 条(資料 6-1-22)、「東京都市大学就業規則」第 8 条(資料 6-1-23)の定めに基づいて行っており、法人本部総務部人事課が法人全体の人員配置について長期的な視点に立って採用枠・採用方針等を設定した上で実施している。職員の昇格については、資格制度に基づき、各職階に求められる能力や役割を明示した上で、人事評価の結果や人員計画に基づいて行っている。

業務内容の多様化・専門化への対応として、高等教育動向を踏まえて、適宜事務組織を改正し、対応している(資料 6-1-24) (資料 6-1-25)。2016 年 8 月 1 日には入学センターを新設し、事務組織として従来は学生支援部の一部署となっていた入試課を、より専門的・高度な業務を行えるよう入試センターとして改組している。教職協働に関しては、教学運営、大学運営面にかかわらず各種委員会等の諸活動において事務職員が庶務的業務にとどまらず、委員として参画することが一般的な形態になっており、教育系職員と協働して企画立案の中核的役割を担う場面も増えている。また、民間企業や行政への若手職員の在籍出向、グローバル化への対応として語学力を有する職員や国外出身者の採用と配置も行っている。

2021 年 3 月 15 日制定の「東京都市大学大学運営に関する方針」において、「時代の変化に対応した大学運営」として、教職協働によって継続的に大学運営の効率化を図ること、大学運営を支えるマネジメント力及び専門知識を有する人材の育成・確保・配置を行うことを明確にしたことから、今後はかかる方針に基づき、一層の取組の強化を進めていくこととしている。

なお、事務局では、事務局長が議長となり、部長職を構成員として「事務局運営会議」を月 2 回開催し、事務組織としての各種検討や情報共有の機会を設け、円滑な運営に努めているが、今その役割と権限をより明確にするため、2021 年 12 月に「事務局運営会議規程」を制定するとともに、同じく事務局における会議体として、係長職以上のすべての事務局管理職が構成員となっている「事務局会議」についても、「事務局管理職会議規程」を制定し、各会議体の役割等を明確化する予定である。

更に、事務局における執行・責任体制を明確にするため、2022 年 3 月に「事務分掌規程」を改正し、事務局における各職位の役割と権限についても明確化する予定である。

人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善では、2017 年度における管理職研修において、人事制度に関するより一層の理解・適正な人事評価の実施のための研修を実施した(資料 6-1-26)。さらに、事務局における統一的な業務改善テーマとして「事務局目標」を示すことで、事務局の全体目標をもとにした各部目標の設定、各部目標をもとにした各課目標の設定、これらを踏まえた個人目標の設定という一貫性を持った目標設定が行える形とし、職員の適正な業務評価の基盤となる、「適正な目標設定」が行えるようにしている。

なお、評価のプロセスは毎年度発信している「実施要領」において詳細に示しており、資格毎の評価基準はそれぞれの資格の評価シートに明示されている。評価結果が昇給・賞与へどのように反映されるかについても、「人事制度ハンドブック」に示されており、人事考課における適正な評価と処遇改善に関するルールがすべての職員に周知されている。

- **点検・評価項目⑤ : 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。**
- **責任主体(所管組織): 学長会議、事務局**

評価の視点	
1	○大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント(SD)の組織的な実施

全学的な取り組みである「全学 FD・SD フォーラム」の実施や、夏期に教職協働により合宿形式で行う「FD・SD ワークショップ」など、教員・職員を問わず、全学的な課題や方針を共有するための SD を実施している。事務職員においては、法人全体で定めた「研修計画概念図」(資料 6-1-27) をも

とに、「資格別研修」をはじめとする 4 つの体系に基づく SD を実施するとともに、学生満足度向上のための業務改善とスタッフディベロップメントを包含する取り組みとして「CS 向上推進活動方針」を定め、「次世代リーダーの育成」「中期事業方針の理解」など、年度ごとに設定する重点テーマのもと、学校職員として必須の知見やスキルの獲得に努めている(資料 6-1-28)。

- **点検・評価項目⑥ ： 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**
- **責任主体(所管組織): 学長会議、大学評価室**

評価の視点	
1	○適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価
2	○監査プロセスの適切性
3	○点検・評価結果に基づく改善・向上

大学運営に関する自己点検・評価では、2018 年度以降は所管組織が自己点検・評価を行った後、総括的な点検・評価を大学評価室が行うこととしている。点検・評価の結果に基づく改善・向上については、最終評価を大学評価室の上位組織の学長会議で行い、決定された評価結果と検討所見を所管組織にフィードバックすることで改善・向上のための取り組みにつなげることとしている。

監査プロセスは、法人全体の「内部監査規程」(資料 6-1-29)に定め、法人本部に内部監査室を設置して業務の遂行を公正かつ客観的な立場で評価している。財務監査については、「経理規程」の第 49 条及び第 50 条に規定している。また、監事の職務は「寄付行為」に規定し、私立学校法第 37 条第 3 項に基づき、学校法人の業務及び財産の状況を適切に監査している。また、毎年、半期の期中監査を 11 月に、年度末の決算監査として 5 月に会計監査及び事業監査を行っており、例年 5 月の理事会及び評議員会では毎会計年度ごとの監査結果が報告されている。

(2)長所・特色(この事項の目標として意図した成果を明らかにしたうえで、その成果があがっていることが確認できる根拠を示しながら具体的に記述すること)

- 事務職員においては、体系的な資格別研修を実施し、それを定着させていることは長所といえる。入職後 1･2 年目の若手職員がプロジェクト形式で次年度の新入職員の新人研修を企画立案から実施までを 1 年間かけて実践する研修や、コーチングの手法に基づく選抜型の研修を実施するなど、次世代リーダーの育成を図るとともに、「ダイバーシティマネジメントの推進」等の観点も採り入れて組織的に研修を実施している。また、事務管理職に対しては、評価者研修の実施や通信教育での自己啓発研修の受講を義務化するなど、職員力の向上に取り組んでいる。

(3)問題点(改善を要すると判断した根拠を示しながら具体的に記述すること)

- ダイバーシティへの対応として女性管理職比率・女性職員のモチベーションアップ・グローバル化への対応(語学力の向上)に努めていく必要がある。また、人材・資源が限られた中で業務パフォーマンスを向上していくために、専任と非専任職員の業務の切り分け、事務局業務における委託業務の洗い出し、ワークライフバランスの向上にむけた環境整備が挙げられる。

（4）全体のまとめ

本学では、「大学運営に関する方針」に則り、役職者の配置及び選任、学内組織の整備、規程等に従った意思決定、権限執行、危機管理対策及び予算編成・執行等を行っている。また、必要な事務組織を置き、近年の高等教育の動向を踏まえながら、中長期的な SD 計画に基づき、教職協働の意識や大学運営に必要となる資質の向上を図り、多様化、専門化への対応を進めている。

（5）根拠資料

6-1-1　東京都市大学各種方針(URL)
https://www.tcu.ac.jp/guidance/policies/
6-1-2　東京都市大学学長に関する規程
6-1-3　東京都市大学学長選出に関する細則
6-1-4　学校法人五島育英会寄附行為施行細則
6-1-5　東京都市大学副学長に関する規程
6-1-6　東京都市大学学部長等に関する規程
6-1-7　東京都市大学大学院研究科長に関する規程
6-1-8　東京都市大学学長会議規程
6-1-9　東京都市大学学則
6-1-10　東京都市大学大学協議会規程
6-1-11　東京都市大学の全学に係わる委員会の設置に関する規程
6-1-12　東京都市大学大学院学則
6-1-13　学校法人五島育英会寄附行為
6-1-14　東京都市大学行動規範
6-1-15　個人情報保護方針
6-1-16　個人情報の保護に関する規程
6-1-17　東京都市大学ハラスメントの防止等に関する規程
6-1-18　公益通報等に関する規程
6-1-19　公益通報等に関する窓口の設置について
6-1-20　経理規程
6-1-21　経理事務実施要領
6-1-22　法人本部就業規則
6-1-23　東京都市大学就業規則
6-1-24　東京都市大学事務局事務分掌規程
6-1-25　東京都市大学組織図
6-1-26　事務管理職研修(労務講座概要)
6-1-27　研修計画概念図
6-1-28　事務職員研修計画
6-1-29　内部監査規程

第 6 章　大学運営・財務（財務）

（1）現状説明

- 点検・評価項目①　：　教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。
- 責任主体（所管組織）：　学長会議、事務局運営会議

評価の視点	
1	○大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定
2	○当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

大学は、教育と研究を通じて社会へ貢献することを目的とし、在学生のためにも持続的な発展が求められている。大学が持続的に発展し、社会へ貢献し続けるためには、収入の安定と施設設備の継続的な充実が重要であり、中長期的な視野に立った施策が欠かせない。

本学においても中長期的な視点で、「東京都市大学大学運営に関する方針」に則り、持続的な発展に向けたビジョンである中長期計画（アクションプラン 2030）を策定し、毎年見直しを行いながら取り組みをすすめている。また、法人全体としても以下の事業計画を策定し、法人全体の目標達成へ向け、全体で取り組みを進めている。

1．中・長期財政計画の策定

本学が中核をなす学校法人五島育英会では、2017 年度を起点として、14 年後の 2030 年という長期的な視点に立ち、以下の 3 期間に区分した事業方針を決定した。

・第 1 期事業計画【2017 年度～2020 年度】
「各学校が社会に対して圧倒的な存在感を示すことのできる“個の力”を育む。」
・第 2 期事業計画【2021 年度～2025 年度】
「個性の強化により、他私学と差別化された各学校の「個の力」を結集し、都市大グループとしての総合力を育む。」
・第 3 期事業計画【2026 年度～2030 年度】
「都市大グループとして社会に対して圧倒的な存在感を示すことができる「都市大ブランド」を構築する。」

現在は第2期事業計画の期間中であり、本学ではアクションプラン 2030 を基軸にして第2期事業計画を策定し、この中で事業実施の裏付けとなる財政計画を 2025 年度まで策定している。

2．目標とする財務指標の設定

持続的、永続的な教育研究活動が求められる学校運営において、安定的かつ継続的に施設設備投資を行うためのKPIとして、本法人では経常収支差額比率を採用し、他私学の状況や内部留保の見込みなどを勘案し、目標を法人全体で 6.5％に設定した。

大学においては、本法人設置校の予算規模を勘案し、その目標比率を 9%に設定の上、事業計画を策定している。

- **点検・評価項目② ： 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。**
- **責任主体(所管組織): 学長会議、事務局運営会議**

評価の視点	
1	○大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤(又は予算配分)
2	○教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み
3	○外部資金(文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等)の獲得状況、資産運用等

1. 財政基盤

大学における財政基盤の確立は、収入の根幹である学生数の安定的な確保が前提となる。本学は、独自の留学プログラムや本学の特色を活かした入試制度改革など積極的な取り組みにより近年入学志願者数が増加傾向にあり、学生の安定的な確保に結びついている。また、入学後の学生フォローも充実させ、退学者削減プロジェクト等の施策により中途退学者の低減に繋がっていることも学生数の確保に大きく寄与している。

学生生徒等納付金比率は 75%前後で安定的に推移しているが、その一方で授業料に依存する体質改善にも取り組んでいる。補助金の獲得や科研費・受託研究費等の獲得に向けたバックアップ体制を強化することで、外部資金の獲得に繋げ、財政基盤の更なる安定化を目指している。

2. 教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

本学では現在、2014 年に策定したアクションプラン 2030 の具現化に向け、全学的に教育・研究改革に取り組み、それに伴う教育・研究施策の実施を優先的に進めた結果、経常収入に対する教育研究経費の割合は年々増加傾向となっている。

また、その一方で収入を増やす方策として、補助金の獲得や科研費・受託研究費等の獲得のバックアップ体制を強化することで外部資金の更なる獲得を目指している。

さらに支出の節減に関しては、一般業務予算にシーリングを用いる等、経常的経費の抑制に努め、経常収支のバランスを考慮することにより、教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図っている。

2017 年度からは、学科・研究室へ配分する教員予算額の算出方法を見直し、学科等への配分額を圧縮する一方で、公募型の共通施策予算や大型研究基盤設備導入など戦略的な予算を設定するなど、メリハリをつけた予算配分としている。

3. 外部資金の獲得状況

外部資金の獲得は、本学の最重点課題として捉えており、RAC(Research Administration center)に産学官連携コーディネーター、リサーチアドミニストレーター(URA)、研究推進アドバイザー等を配置し、外部資金の獲得に向けた支援体制の強化を図っている。科学研究費助成事業においても、研究費支援制度を設け、獲得へ向け積極的な取り組みを行っている。

（単位:千円）

	2016年度		2017年度		2018年度		2019年度		2020年度	
文科省科研費	75件	142,350	91件	143,292	101件	163,600	104件	217,610	101件	182,410
受託研究	223件	535,077	230件	949,384	228件	850,317	226件	674,620	192件	745,655
特定寄付	18件	29,532	17件	22,731	18件	20,839	12件	9,950	20件	29,116

（2）長所・特色（この事項の目標として意図した成果を明らかにしたうえで、その成果があがっていることが確認できる根拠を示しながら具体的に記述すること）

- **積極的な取り組みによる補助金の増加**

18 歳人口の減少による将来的な定員確保の厳しさが増す中、本学では授業料依存度を下げ、収入の多様化を図るべく補助金、外部資金の獲得へ積極的な取り組みを行っている。

・ 2015 年度には、初めて私立大学改革総合支援事業タイプ3に選定、以降全学的取り組みを強化し、2016 年度、2018 年度、2020 年度は全タイプに採択となった。

・ 2016 年度には、大学教育再生加速プログラム（AP）に採択されて 4 か年にわたる補助金の交付を受けた。

（単位:千円）

改革総合支援事業	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
採択タイプ数/全タイプ数	1/4	4/4	4/5	5/5	3/4	4/4
経常費特別補助受入額	9,000	36,117	73,400	95,700	48,000	62,000

・ 2017 年度には、「都市研究の都市大:魅力ある未来都市創生に貢献するエイジングシティ研究および実用化の国際フロンティア」事業が、私立大学研究ブランディング事業に選定され、私立大学改革総合支援事業と合わせ、国庫経常費特別補助の大幅増加につながった。

・ 施設設備関連の補助金では、世田谷キャンパス新6号館棟の新築工事を耐震改築未実施建物の取り壊しと合わせて実施することで、2017 年度に耐震改築事業として私立学校施設整備費補助金の交付を受けることができた。

・ 2020 年度には、大学教育再生戦略推進費「知識集約型社会を支える人材育成事業」に採択され 5 か年にわたる補助金交付の内定を受けた。

これらにより、補助金収入は確実に増加し、2020 年度は 20 億 4800 万円となった。

- **支援体制強化による外部資金の増加**

「3. 外部資金の獲得状況」の中でも触れたが、本学では外部資金獲得支援体制の拡充を進めている。公的研究費の獲得に向けては、前述の RAC との連携による公募説明会の開催、公募情報の収集及び提供、公募事業とのマッチング支援、応募書類の査読制度の導入実施等種々施策を講じている。産学連携支援機関等との連携並びに産学連携イベント等への積極的な出展、学内予算である重点推進研究予算の配分変更等による多数の研究プロジェクト支援施策等、2020 年度には、競争的研究資金、受託研究、共同研究、助成金等含め契約ベースで7億 7400 万円となった。

（3）問題点（改善を要すると判断した根拠を示しながら具体的に記述すること）

- **長期財政計画と予算との整合**

前述のとおり、本学では長期財政計画を策定し、毎年見直しを行っている。次年度予算については、当然のことながら長期財政計画がベースとなるところではあるが、予算策定時期になると、長期財政計画では見込んでいなかった案件が新たに申請されるケースが散見される。このような状況が続くと長期財政計画の形骸化に繋がりかねないため、予算＝長期財政計画額の精査という認識をさらに啓発していく必要がある。

- **寄付金収入の拡大**

本学はこれまで周年事業を除き、積極的な募金活動に取り組めていないのが現状である。寄付金サイトを開設し、クレジットカードやペイジーなどによる寄付方法の多様化を図っているものの、寄付金増加に結びついているとは言い難い。収入の多角化という観点から捉えても、今後重点的に取り組む必要がある。

（4）全体のまとめ

本学では中長期計画（アクションプラン 2030）をベースにした長期財政計画を策定し、教育研究活動を安定的に遂行するための取り組みを進めている。財政基盤の根幹となる学生数は、志願者数の増加に伴い安定的に定員を確保し、順調に推移している。またその一方で、学納金に依存する構図を少しでも改善すべく取り組む収入の多様化についても、積極的な補助金、外部資金（受託研究など）の獲得などにより、着実に増加している。

アクションプラン 2030 などの改革費用の増加もみられるが、今後も外部資金獲得の促進や 2021 年度に実施した学費改定なども含め経常収支の改善をとおしてさらなる財政基盤の確立を図っていく。

（5）根拠資料

6-2-1　財産目録
6-2-2　事業報告書
6-2-3　監事による監査報告書（6 カ年分）
6-2-4　大学基礎データ（表9、表10、表11）
6-2-5　5 カ年連続財務計算書類（様式7）